

今治市国民保護計画

平成 29 年 3 月

今 治 市

今治市国民保護計画

目次

第1編 総論

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 | 1 |
| 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ | 1 |
| 2 市国民保護計画の構成 | 1 |
| 3 市国民保護計画の見直し、変更手続 | 2 |
| 4 市国民保護計画の作成上の留意点 | 2 |
| 第2章 国民保護措置に関する基本方針 | 3 |
| 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 | 5 |
| 第4章 市の地理的、社会的特徴 | 14 |
| 第5章 市国民保護計画が対象とする事態 | 21 |
| 1 武力攻撃事態 | 21 |
| 2 緊急処理事態 | 23 |

第2編 平素からの備えや予防

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 組織・体制の整備等 | 25 |
| 第1 市における組織・体制の整備 | 25 |
| 1 平素の業務 | 25 |
| 2 職員の参集体制の整備 | 25 |
| 3 消防機関の体制 | 25 |
| 第2 関係機関との連携体制の整備 | 26 |
| 1 基本的考え方 | 26 |
| 2 県との連携 | 26 |
| 3 他の市町との連携 | 27 |
| 4 指定公共機関等との連携 | 27 |
| 5 ボランティア団体等に対する支援 | 27 |
| 第3 通信の確保 | 28 |
| 第4 情報収集・提供等の体制整備 | 28 |
| 1 基本的考え方 | 28 |
| 2 警報等の伝達に必要な準備 | 30 |
| 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 31 |
| 4 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 32 |
| 第5 研修及び訓練 | 32 |
| 1 研修 | 33 |
| 2 訓練 | 33 |

| | | |
|-----------------|--------------------------------|----|
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 35 |
| 1 | 避難に関する基本的事項 | 35 |
| 2 | 避難実施要領のパターンの作成 | 36 |
| 3 | 救援に関する基本的事項 | 36 |
| 4 | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 | 36 |
| 5 | 避難施設の指定への協力 | 37 |
| 6 | 生活関連等施設の把握等 | 37 |
| 7 | 要配慮者の支援 | 39 |
| 第3章 | 物資及び資材の備蓄、整備 | 40 |
| 1 | 市における備蓄 | 40 |
| 2 | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 | 40 |
| 第4章 | 国民保護に関する啓発 | 42 |
| 1 | 国民保護措置に関する啓発 | 42 |
| 2 | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 | 42 |
| 第3編 武力攻撃事態等への対処 | | |
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | 43 |
| 1 | 事態の状況に応じた市の体制 | 43 |
| 2 | 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 | 44 |
| 3 | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 | 48 |
| 第2章 | 市対策本部の設置等 | 49 |
| 1 | 市対策本部の設置 | 49 |
| 2 | 通信の確保 | 61 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携 | 62 |
| 1 | 国・県の対策本部との連携 | 62 |
| 2 | 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 62 |
| 3 | 自衛隊の部隊等の派遣要請等 | 62 |
| 4 | 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託 | 63 |
| 5 | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 | 63 |
| 6 | 市の行う応援等 | 64 |
| 7 | ボランティア団体等に対する支援等 | 64 |
| 8 | 住民への協力要請 | 64 |
| 第4章 | 警報及び避難の指示等 | 66 |
| 第1 | 警報の伝達等 | 66 |
| 1 | 警報の内容の伝達等 | 66 |
| 2 | 警報の内容の伝達方法 | 67 |
| 3 | 緊急通報の伝達及び通知 | 67 |
| 第2 | 避難住民の誘導等 | 68 |
| 1 | 避難の指示の通知・伝達 | 68 |
| 2 | 避難実施要領の策定 | 68 |

| | | |
|------|-------------------------|-----|
| 3 | 避難住民の誘導 | 71 |
| 4 | 武力攻撃事態等の類型等に応じた住民の避難 | 74 |
| 第5章 | 救援 | 78 |
| 1 | 救援の実施 | 78 |
| 2 | 関係機関との連携 | 78 |
| 3 | 救援の内容 | 79 |
| 4 | 医療活動等を実施する際の留意事項 | 82 |
| 第6章 | 安否情報の収集・提供 | 84 |
| 1 | 安否情報の収集 | 84 |
| 2 | 県に対する報告 | 85 |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答 | 85 |
| 4 | 日本赤十字社に対する協力 | 86 |
| 第7章 | 武力攻撃災害への対処 | 87 |
| 第1 | 武力攻撃災害への対処 | 87 |
| 1 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 87 |
| 2 | 武力攻撃災害の兆候の通報 | 87 |
| 第2 | 応急措置等 | 88 |
| 1 | 退避の指示 | 88 |
| 2 | 警戒区域の設定 | 89 |
| 3 | 応急公用負担等 | 90 |
| 4 | 消防に関する措置等 | 91 |
| 第3 | 生活関連等施設における災害への対処等 | 93 |
| 1 | 生活関連等施設の安全確保 | 93 |
| 2 | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 93 |
| 3 | 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 | 94 |
| 第4 | NBC攻撃による災害への対処等 | 95 |
| 1 | NBC攻撃による災害への対処 | 95 |
| 第8章 | 被災情報の収集及び報告 | 98 |
| 1 | 被災情報の収集 | 98 |
| 2 | 被災情報の報告 | 98 |
| 第9章 | 保健衛生の確保その他の措置 | 99 |
| 1 | 保健衛生の確保 | 99 |
| 2 | 廃棄物の処理 | 99 |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置 | 101 |
| 1 | 生活関連物資等の価格安定 | 101 |
| 2 | 避難住民等の生活安定等 | 101 |
| 3 | 生活基盤等の確保 | 101 |
| 第11章 | 特殊標章等の交付及び管理 | 102 |
| 1 | 特殊標章等 | 102 |
| 2 | 特殊標章等の交付及び管理 | 102 |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 3 | 特殊標章等に係る普及啓発 | 103 |
| 第4編 | 復旧等 | |
| 第1章 | 応急の復旧 | 105 |
| 1 | 基本的考え方 | 105 |
| 2 | 公共的施設の応急の復旧 | 105 |
| 第2章 | 武力攻撃災害の復旧 | 106 |
| 1 | 国における所要の法制の整備等 | 106 |
| 2 | 市が管理する施設及び設備の復旧 | 106 |
| 第3章 | 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 107 |
| 1 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 107 |
| 2 | 損失補償及び損害補償 | 107 |
| 3 | 総合調整及び指示に係る損失の補てん | 107 |
| 第4章 | 国民の権利利益の救済に係る手続き等 | 108 |
| 1 | 国民の権利利益の迅速な救済 | 108 |
| 2 | 国民の権利利益に関する文書の保存 | 108 |
| 第5編 | 緊急対処事態への対処 | |
| 1 | 緊急対処事態 | 111 |
| 2 | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | 111 |
| 第6編 | 地域特性に応じた避難 | |
| 1 | 今治市の地域特性 | 113 |
| 2 | 今治市の地域特性に応じた避難計画方針 | 114 |
| | 資料編 | |

第 1 編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び愛媛県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、今治市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 第6編 地域特性に応じた避難
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、今治市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、愛媛県知事（以下「知事」という。）に協議し、今治市議会（以下「市議会」という。）に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 市国民保護計画の作成上の留意点

(1) 市国民保護計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、国の基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実強化・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等（以下「要配慮者」という。）への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

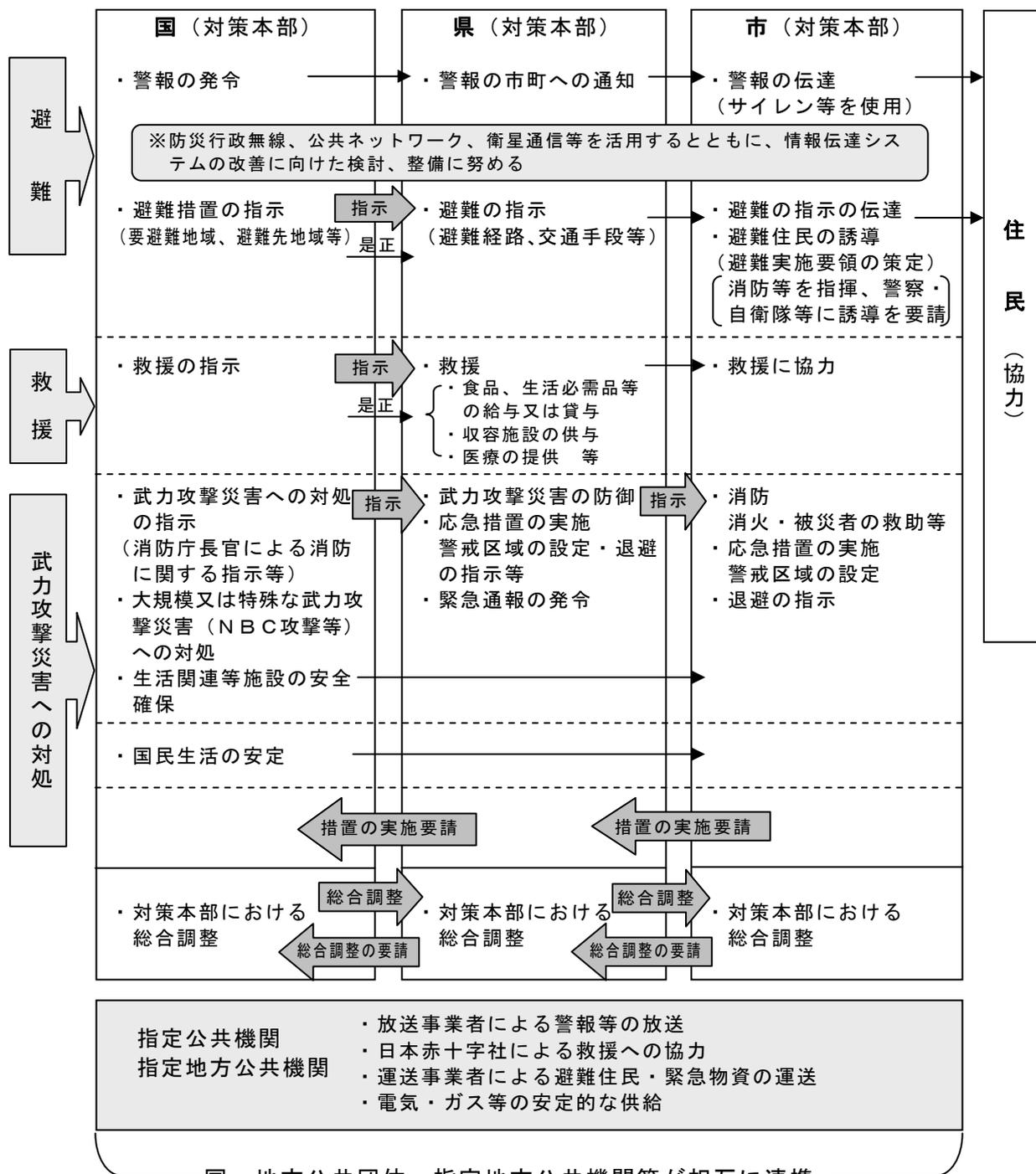
《総論》 2 国民保護措置に関する基本方針

(9) 市地域防災計画の活用

市は、国民保護措置が現行の今治市地域防災計画（地震・津波災害対策編、風水害等対策編）（以下「市地域防災計画」という。）における自然災害への対応と共通した事項が多いことから、この計画に定める取組を活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。



国民の保護に関する措置の仕組み

○市の事務又は業務の大綱

| 機関の名称 | 市の事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

○県の事務又は業務の大綱

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 県 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置その他 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|-----------------------|
| 県警察本部 | の国民生活の安定に関する措置の実施 |
| | 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |
| | 11 各種情報の収集分析 |
| | 12 交通規制 |
| | 13 犯罪の予防・社会秩序の維持 |
| | 14 住民の避難誘導 |

○指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------------------------------|---|
| 四国管区警察局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 |
| 中国四国防衛局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 |
| 四国総合通信局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 |
| 四国財務局 （松山財務事務所） | <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設復旧事業費の査定の立会 |
| 神戸税関 （松山税関支署、今治税関支署、新居浜税関支署） | <ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続 |
| 中国四国厚生局 （四国厚生支局） | <ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供 |
| 愛媛労働局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策 2 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置 |

《総論》 3 関係機関の事務又は業務の大綱等

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|---|
| 中国四国農政局 (愛媛支局) | <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧 |
| 四国森林管理局 (愛媛森林管理署) | <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材(国有林材)の調達・供給 |
| 四国経済産業局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保 3 被災中小企業の振興 |
| 中国四国産業保安監督部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業に関する復旧促進 |
| 中国四国産業保安監督部 四国支部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全 |
| 四国地方整備局 (松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 応急復旧用資機材の備蓄の推進 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備 |
| 四国運輸局 (愛媛運輸支局) | <ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2 運送施設及び車両の安全確保 |
| 大阪航空局 (松山空港事務所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保 |
| 大阪管区气象台 (松山地方气象台) | <ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 第六管区海上保安本部 (今治海上保安部、尾道海上保安部、呉海上保安部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置 |

○自衛隊の事務及び業務の大綱

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------------------|---|
| 陸上自衛隊 (中部方面総監部) | 1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等 |
| 海上自衛隊 (呉地方総監部) | |
| 航空自衛隊 (西部航空方面隊司令部) | |

○指定公共機関の事務及び業務の大綱

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---|--|
| 独立行政法人 国立病院機構 (四国がんセンター、愛媛医療センター) | 1 医療の確保 |
| 日本銀行 (松山支店) | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 |
| 日本赤十字社 (愛媛県支部) | 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3 応援救護班の派遣又は派遣準備 4 被災者に対する救援物資の配給 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導 |
| 日本放送協会 (松山放送局) | 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送 |
| 日本郵便株式会社 (四国支社) | 1 郵便の確保 2 郵便事業の運営 |
| 西日本高速道路株式会社 (四国支社) | 1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧 |
| 本州四国連絡高速道路株式会社 (しまなみ今治管理センター) | 1 国道317号有料部分の改築、維持及び修繕 2 国道317号有料部分の管理及び災害復旧 |
| 四国旅客鉄道株式会社 (愛媛企画部) 日本貨物鉄道株式会社 (四国支店) | 1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配 |

《総論》3 関係機関の事務又は業務の大綱等

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|--|
| 西日本電信電話株式会社 (愛媛支店) 株式会社N T T ドコモ (四国支社) K D D I 株式会社 (四国総支社) ソフトバンクモバイル 株式会社 (四国技術部) | 1 避難施設における電話、その他通信設備の臨時設置 における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信 の優先的取扱い |
| 四国電力株式会社 (伊方発電所、西条発電 所、松山支店、宇和島支 店、新居浜支店) 中国電力株式会社 (本社) | 1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施 |
| 電力広域的運営推進機関 | 1 電力供給の確保 |
| 電源開発株式会社 (西日本支店高松事務所) | 1 電力施設の保全及び復旧 |
| ジェイアール四国バス 株式会社 (松山支店) | 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 |
| 日本航空株式会社 (松山支店) 全日本空輸株式会社 (松山支店) | |
| 佐川急便株式会社 (松山営業所) | |
| 四国西濃運輸株式会社 (松山支店) | |
| 日本通運株式会社 (松山支店) 四国福山通運株式会社 (松山東支店) ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店) | |

○指定地方公共機関の事務及び業務の大綱

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|---|
| 四国ガス株式会社 (今治支店) | 1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保 |
| 伊予鉄道株式会社 | 1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配 |
| 一般社団法人 愛媛県バス協会 一般社団法人 愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社 | 1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 |
| 一般社団法人 愛媛県医師会 一般社団法人 愛媛県薬剤師会 公益社団法人 愛媛県看護協会 | 1 医療の確保 |
| 一般社団法人愛媛県歯科 医師会 | 1 検視時の協力 2 医療の確保 |
| 南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛 今治シーエーティーブイ 株式会社 | 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 |

○その他（市内の公私の団体など）

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--------------------|---|
| 一般社団法人 今治市医師会 | 1 医療救護活動の実施の協力に関する事 |
| 一般社団法人 今治市歯科医師会 | 1 検視時の協力に関する事 2 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関する事 |

《総論》 3 関係機関の事務又は業務の大綱等

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------------------------|--|
| 一般社団法人 愛媛県薬剤師会 今治支部 | 1 医薬品の調達、供給の協力に関する事 |
| 社会福祉法人 今治市社会福祉協議会 | 1 ボランティア活動体制の整備に関する事 2 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事 |
| 公共交通機関（JR除く。） | 1 災害対策用物資及び人員の運送の協力に関する事 2 災害時における旅客の安全確保に関する事 |
| 今治商工会議所 越智商工会 しまなみ商工会 | 1 被災商工業者の援護に関する事 2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事 |
| 一般社団法人 愛媛県建設業協会 今治支部 | 1 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事 |
| 今治造園建設業協会 | 1 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 2 災害時における公共土木施設の復旧活動の協力に関する事 |
| 今治市管工事業協同組合 | 1 災害時における上下水道の復旧活動の協力に関する事 |
| 土地改良区 | 1 土地改良施設の整備及び保全に関する事 |
| 今治コミュニティ放送 株式会社 | 1 災害時における災害緊急放送の実施に関する事 |
| 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 | 1 共同利用施設等の保全に関する事 2 被災組合員の援護に関する事 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事 |
| 病院等管理者 | 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時の病人等の収容、保護の実施に関する事 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事 |
| 社会福祉施設管理者 | 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 施設利用者の安全確保に関する事 3 福祉施設職員等の応援体制に関する事 |
| 危険物施設管理者 プロパンガス取扱事業者 | 1 危険物施設等の保全に関する事 2 プロパンガス等の供給の確保に関する事 |

○ 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先及び担当部署を示す。なお、事態対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知される。また、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）の連絡先については、県国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有しておくものとする。

【資料編 2 関係機関の連絡先】

- (1) 省庁・指定地方行政機関
- (2) 指定地方公共機関
- (3) 県（本庁及び主な地方機関）
- (4) 市町
- (5) 消防機関
- (6) 警察機関
- (7) 自衛隊
- (8) 今治市関係

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記述する。

(1) 地形

本市は、愛媛県北部を占める高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島南半分の島しょ部に位置している。陸地部で南西を松山市、南を東温市、南東を西条市と接し、島しょ部では北及び西を広島県、東を上島町と接している。

市域は、東西 25km、南北 45km で、面積は 419.13 km²である。

土地分類基本調査（「今治東部・今治西部」「三津・土生」「松山北部」国土庁）及び土地分類調査（「西条」経済企画庁）の地形分類図によれば、本市の地形は以下のように示されている。

本市陸地部の西部及び南部には高縄山地が分布し、その周辺には今治丘陵・今治台地が広がり、海岸部には今治平野が広がっている。

山地斜面は全般に急峻であるが、丘陵地の斜面は山地に比べてなだらかであり、丘陵地を中心として宅地造成による地形改変が進み、各地に人工地形がみられる。また、臨海部では、干拓や埋め立てにより新しい土地が形成されている。

越智諸島の地形特性は、標高約 100m 以上にあつて特に風化・浸食に強い変成古生層（ホルンフェルス）や細粒質花崗岩のため、ベレー帽のように取り残されている急傾斜地（山地）と、その台部にあつて、相対的に粗粒質な花崗岩類のためいち早く開析作用をうけた緩傾斜地（丘陵地）、そして海拔 10m 以下にあつて複雑な海岸肢節を埋める湾内堆積地（低地）の 3 地形が明瞭に区別されている。

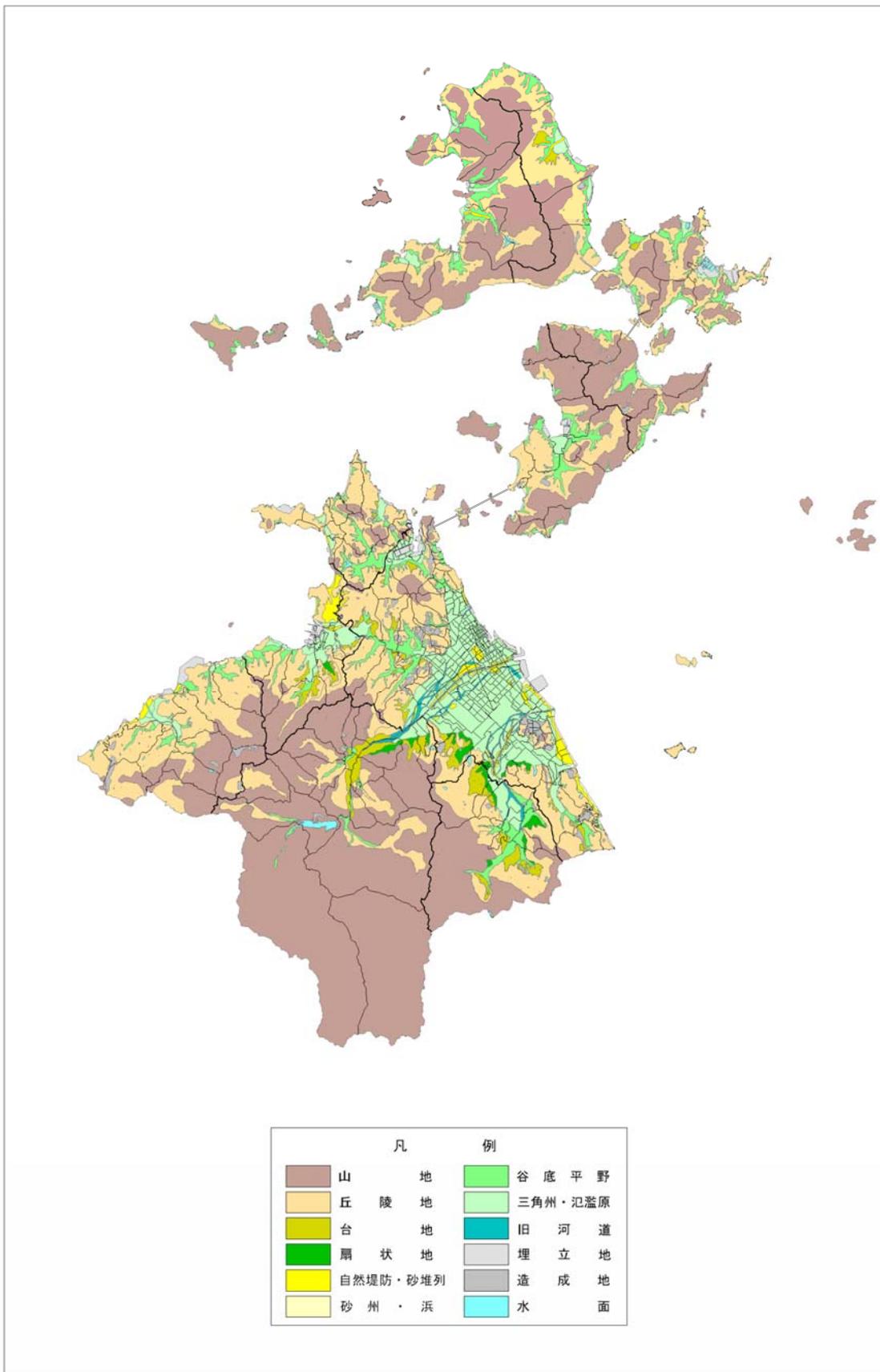
(2) 土地利用

陸地部のうち、市街地は住宅地・商工業用地として利用され、行政機関、JR 今治駅・重要港湾今治港等の交通拠点、事業所支店等の経済活動拠点、商店街や大規模商業施設等の集客施設、複数の学校が立地する。

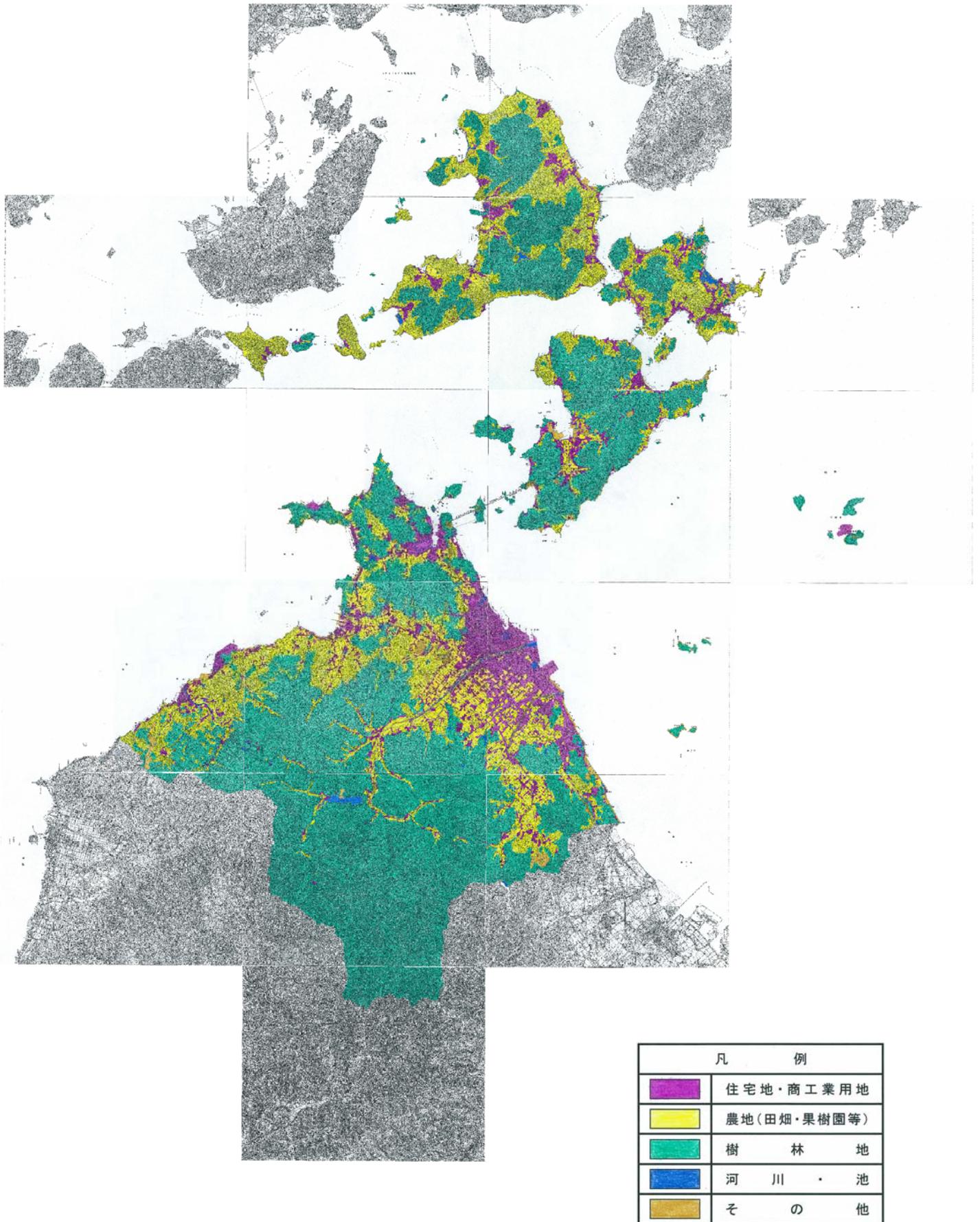
陸地部のうち、波止浜港から西部の沿岸部では、沿岸部の平地が市街地・工業用地として利用され、造船所、国家石油ガス備蓄基地（波方）・国家石油備蓄基地（菊間）等の石油コンビナートが立地している。丘陵地は農地として利用されている。

陸地部のうち、市の南西部の山地は、ほとんどが樹林地となっている。

島しょ部は、急峻な山地斜面は樹林地、なだらかな斜面は農地として利用され、地形がなだらかな沿岸の低地部に市街地が集中している。



地形分類図



土地利用（平成17年時点）防災アセスメントより

(3) 気候

本市は、瀬戸内海気候区に属し、温暖小雨の気候である。

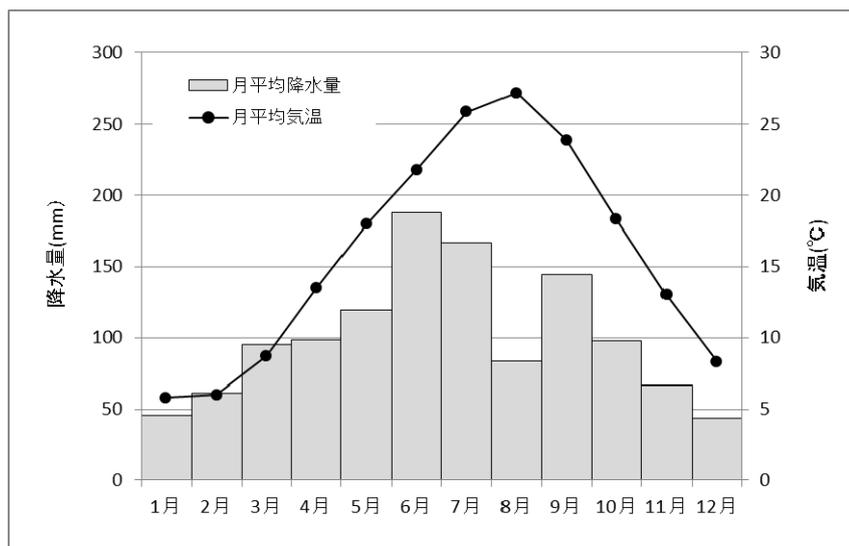
平成8～平成27年の20年間の年間平均気温は約16℃であり、最高気温は平成13年今治観測所の37.7℃で、最低気温は平成16年大三島観測所の-5.9℃となっている。

降水量は年間降水量が約1,200mmであるが、位置や年によりばらつきが見られる。日最大降水量は平成9年玉川観測所の243mmとなっている。

20年間（平成8年～平成27年）平均気温・降水量等

| 観測所 | 気温 | | | 降水量 | | | 風速 | | 降水日数(日) |
|-----|-------|-------|-------|--------|---------|----------|-----------|-----------|---------|
| | 平均(℃) | 最高(℃) | 最低(℃) | 年間(mm) | 日最大(mm) | 時間最大(mm) | 平均風速(m/s) | 最大風速(m/s) | |
| 今 治 | 16.0 | 37.7 | -5.4 | 1,249 | 150 | 49.5 | 1.7 | 13 | 104 |
| 大三島 | 15.5 | 37.4 | -5.9 | 1,195 | 136.5 | 59.0 | 2.2 | 19 | 98 |
| 玉 川 | — | — | — | 1,524 | 243 | 66 | — | — | 110 |

資料：気象庁



資料：気象庁

昭和56年～平成22年の30年平均値（今治観測所）

(4) 人口分布

人口は、市街地と沿岸の平地に集中している。

島しょ部の関前、大三島町、上浦町で65歳以上の割合が高くなっている。

区域別の65歳以上人口比率

| 区域 | 総 数 | | |
|-----|------------------|--------|----------|
| | 総数 (年齢不詳を含む。) | 65歳以上 | 65歳以上の割合 |
| 今治 | 107,443 | 32,891 | 31% |
| 朝倉 | 4,253 | 1,575 | 37% |
| 玉川 | 4,919 | 1,862 | 38% |
| 波方 | 8,717 | 2,917 | 33% |
| 大西 | 8,426 | 2,605 | 31% |
| 菊間 | 5,852 | 2,397 | 41% |
| 吉海 | 3,540 | 1,601 | 45% |
| 宮窪 | 2,527 | 1,017 | 40% |
| 伯方 | 6,359 | 2,486 | 39% |
| 上浦 | 2,734 | 1,427 | 52% |
| 大三島 | 2,941 | 1,568 | 53% |
| 関前 | 403 | 290 | 72% |
| 合計 | 158,114 | 52,636 | 33% |

平成27年国勢調査より

(5) 道路の位置等

幹線道路網は、松山市から本市を経て西条市へ至る一般国道196号及び松山市を起点に本市を経て、広島県尾道市に至る一般国道317号がある。また、高速道路網としては、松山自動車道から今治・小松自動車道を経由して今治湯ノ浦ICまで、及び西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）により、今治ICから広島県尾道市の西瀬戸尾道ICまでが結ばれている。また、岡村島から広島県呉市までは、県境をまたぎ、安芸灘諸島連絡架橋（安芸灘とびしま海道）で結ばれている。

陸地部と大三島・伯方島・大島では、国県道により海岸線に沿って道路網が形成されている。

市中心部では、海岸線に沿って幹線道路が並び、碁盤目状の道路網が形成されている。

市南西の山間部では、菊間・大西・朝倉から山地を越え一般国道196号に接続する道路網となっている。

(6) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR予讃線が海岸沿いを走っており、西は松山市や宇和島市、東は高松・岡山方面を結んでいる。

港湾は、今治港から島しょ部、さらに島しょ部から対岸の中国方面へ旅客航路が結ばれている。また、今治港富田地区には船舶の大型化や貨物のコンテナ化に

対応した多目的国際ターミナルが整備されており、釜山との間に定期コンテナ航路が開設されている。

(7) 自衛隊施設

県内の自衛隊施設は、松山駐屯地が松山市南梅本町に所在し、松山駐屯地には、第14旅団（香川県善通寺駐屯地）指揮下の第14特科隊等が駐屯している。

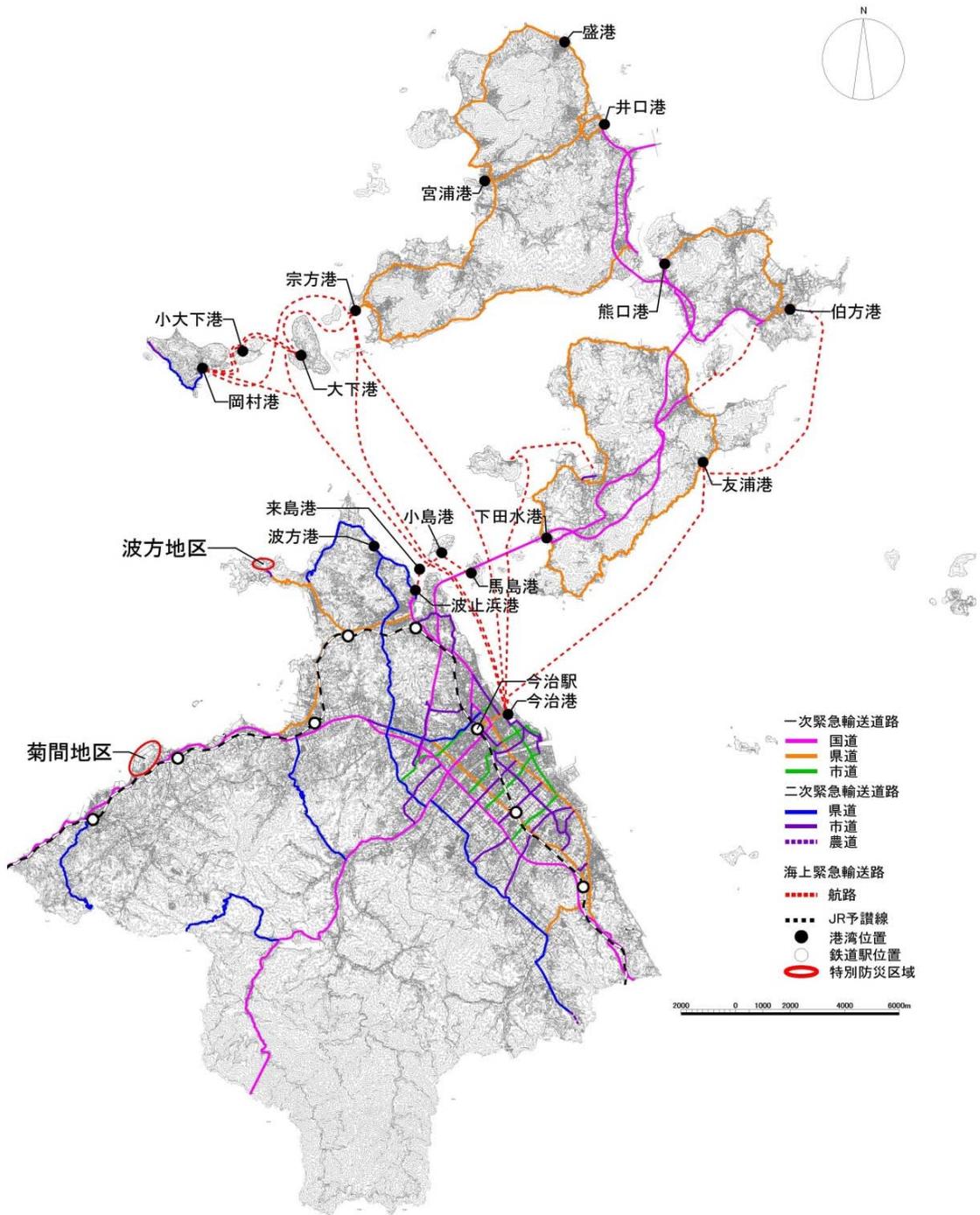
また、自衛隊愛媛地方協力本部が松山市三番町に存在する。

(8) その他

石油コンビナート等特別防災区域

市内には、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として、今治市波方町の西端に位置する波方地区、今治市市街地から西方約13km離れた海岸線に位置する菊間地区の2地区がある。

各地区の業態は、波方地区は倉庫業（石油製品、LPガス等の貯蔵）、菊間地区は石油精製業・倉庫業（原油備蓄）となっている。



市内の幹線道路（緊急輸送道路）、鉄道、港湾、特別防災区域等位置図

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画においても想定されているこれらの事態を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動である。

本市は瀬戸内海に位置するといった地理的条件などから、本市に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。

本市への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、市内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、NBC弾頭（核・生物・化学兵器）などの大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行なわれるものと考えられる。しかし、本市においても弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

(4) 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、市内沿岸には、戦略目標となる石油コンビナートや造船所などが位置し、それが攻撃目標になり得る。しかし、本市の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

以上のことを踏まえ、市内で起こりうる武力攻撃事態を次のとおりとする。

| 武 力 攻 撃 事 態 | | |
|--|--|--|
| | 一般的に考えられる事態 | 市内で起こりうる事態 |
| (1) 着 上 陸 侵 攻 | 着上陸侵攻が想定されるのは、内海より外海の沿岸や外周離島の可能性が高い。 | 沿岸部からの市街地や島しょ部への侵攻、占領が想定されるが、継続的な兵站補給等に制約が大きいことから可能性は低い。 |
| (2) ゲ リ ラ や 特 殊 部 隊 に よ る 攻 撃 | 高度に都市化・市街地化が進んでいる我が国に対し、ゲリラや特殊部隊による都市部への攻撃や、破壊工作が想定される。また、交通の要衝、離島の占領等の攻撃が想定される。ゲリラや特殊部隊の輸送には航空機、各種船舶などが使用される。 | ゲリラや特殊部隊の侵入による石油コンビナート、造船所等の施設や行政施設等への破壊工作、あるいは海峡等の一時占拠による船舶への攻撃などが想定される。 この場合、侵入経路としては本市への直接的な侵入に限らず、他地域に侵入後、本市への攻撃も想定される。 |
| (3) 弾 道 ミ サ イ ル 攻 撃 | 混乱や恫喝という政治目的においては攻撃目標として政治・経済・産業の中核となる大都市や大規模工業地帯のほか地方都市等も対象となりうる。 通常弾頭のほかにNBC弾頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。 | 混乱や恫喝という政治目的においては、石油コンビナートや市街地等に対する攻撃が想定される。 |
| (4) 航 空 攻 撃 | 混乱や恫喝という政治目的においては、政治・経済・産業の中核となる大都市、大規模工業地帯及び地方都市等も攻撃目標となりうる。 | 混乱や恫喝という政治目的においては、石油コンビナートや市街地等に対する攻撃が想定される。 |

2 緊急対処事態

基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画においても想定されているこれらの事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム
の破壊 など
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破 など

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム（一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所に放射性物質を
飛散させるため、通常様式で爆発させるもの）等の爆発による放射能の拡散、
炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤
の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
弾道ミサイル等の飛来

以上のことを踏まえ、市内で起こりうる緊急対処事態を次のとおりとする。

| 緊急対処事態 | | | |
|-------------------|--|--|---|
| | | 一般的に考えられる事態 | 市内で起こりうる事態 |
| (1) 攻撃の対象施設等による分類 | ア 危険性を内在する物質を有する施設 | 大量の放射性物質等の放出による被爆、爆発や火災の発生による被害が発生する。 【事態例】 ・原子力発電所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船（LPG運搬船等）への攻撃 ・ダム破壊など | ・菊間国家石油備蓄基地 ・波方国家石油ガス備蓄基地 ・石油コンビナート（波方、菊間） ・危険物貯蔵施設、造船所 ・玉川ダム、台ダムなどへの破壊活動 |
| | イ 多数の人が集まる施設等 | 爆破や、施設崩壊に伴い多大な人的・物的被害が発生する。 【事態例】 ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・航空機・列車等公共交通機関の爆破 ・学校の爆破など | ・JR、フェリー乗り場等のターミナル駅 ・スポーツ、レジャー施設、イベント会場 ・学校 ・大規模商業施設などへの破壊活動 |
| (2) 攻撃の手段による分類 | ウ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（NBCの拡散・散布等） | 国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。 【事態例】 ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地、公共交通機関等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入など | ・市街地、公共交通機関等でのNBC拡散・散布 ・ダムや浄水場への毒物・細菌等の混入 |
| | エ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空自爆テロ等） | 国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。 【事態例】 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・日本の政治、経済において象徴的な施設の破壊活動 ・原子力発電所の破壊活動など | ・菊間国家石油備蓄基地 ・波方国家石油ガス備蓄基地 ・石油コンビナート（波方、菊間） ・危険物貯蔵施設、造船所 ・玉川ダム、台ダムなどへの破壊活動 |

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 平素の業務

市の各部局は、第3編第2章1の(3)で国民保護措置における各部・各班の事務分担として示された事項を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

2 職員の参集体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるための体制を整備するとともに、その参集基準を定める（参集基準は、P43「第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」を参照）。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実強化・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、装備及び施設の整備支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実強化・活

性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 他の市町との連携

(1) 他の市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公益財団法人）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のための協定を締結し、締結後も協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダーに対する研修等を通じて国民保護

措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実強化を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整

理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

| | |
|--------|--|
| 施設・設備面 | ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 |
| | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 |
| | ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 |
| | ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 |
| 運用面 | ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 |
| | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 |
| | ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 |
| | ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 |
| | ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 |
| | ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 |
| | ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者等の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考えることとする。）。

(2) 防災行政無線の整備

ア デジタル化の推進等

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

イ 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備

市は、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態について、国からの警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を常に最適な状態に整備しておく。また、自動起動機等による情報周知手段を確保しており、コミュニティ放送（FMラジオ）との連携を図るとともに、本システムと連動した市全域をカバーする同報系無線局の整備を図る。

(3) 県警察及び海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じ、海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県と協議して役割分担を定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【資料編 7-2 様式第3号（第2条関係）安否情報報告書の様式】

【収集・報告すべき情報】

| |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号含む。） ⑥ 国籍（日本国籍を有しないものに限る。） ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報 （前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者への回答希望 ⑬ 知人への回答希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表への同意 <p>2 死亡した住民 （上記①～⑦に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先その他必要情報 ⑱ 上記①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表への同意 |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 安否情報システムの活用

市は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 報告書の作成

市は、県国民保護計画に基づき、収集した被災情報を下記の様式により速やかに県に報告する。

【資料編 7-1 被災情報の報告様式】

(3) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における避難・救援・災害への対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の通知伝達訓練

ウ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

エ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、

国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織及び自治会等の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自主防災組織及び自治会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- キ 本市の地域的な特徴を踏まえた訓練内容とする。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自主防災組織及び自治会等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用し、避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした体制を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の実施に関する事務の一部を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

【資料編 3-1 輸送力に関する情報】

- (1) ～ (3) 避難経路として想定される道路・海路・空路
- (4) ～ (7) 輸送力のリスト（保有車両、保有船舶）

【資料編 3-2 輸送施設に関する情報】

- (1) 港湾
- (2) 漁港
- (3) 臨時ヘリポート

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を把握する。

(3) 島しょ部の住民の避難について把握すべき事項等

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日付け閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

- ア 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- イ 想定される避難先までの輸送経路
- ウ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- エ 島内にある港湾等までの輸送体制など

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県と協力し、要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難施設の運営マニュアルを整備するとともに、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【資料編 3-3 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧表】

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【資料編 5 生活関連等施設】

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、県担当部局、市担当部局】

| 施行令 | 各号 | 施設の種類の種類 | 所管省庁名 | 所管県担当部局 | 市担当部局 |
|------|-----|--|----------------------------------|-------------------------|-------|
| 第27条 | 1号 | 発電所、変電所 | 経済産業省 | — | — |
| | 2号 | ガス工作物 | 経済産業省 | — | — |
| | 3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 | 厚生労働省 | 県民環境部 | 上下水道部 |
| | 4号 | 鉄道施設、軌道施設 | 国土交通省 | — | — |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 | 総務省 | — | — |
| | 6号 | 放送用無線設備 | 総務省 | — | — |
| | 7号 | 水域施設、係留施設 | 国土交通省 | 土木部 | 農水港湾部 |
| | 8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省 | — | — |
| | 9号 | ダム | 国土交通省 | 土木部 公営企業管理局 | — |
| 第28条 | 1号 | 危険物 | 総務省消防庁 | 県民環境部 | 消防本部 |
| | 2号 | 毒劇物 (毒物及び劇物取締法) | 厚生労働省 | 保健福祉部 | 健康福祉部 |
| | 3号 | 火薬類 | 経済産業省 | 県民環境部 | 消防本部 |
| | 4号 | 高圧ガス | 経済産業省 | 県民環境部 | |
| | 5号 | 核燃料物質 (汚染物質を含む。) | 原子力規制庁 | 県民環境部 | — |
| | 6号 | 核原料物質 | 原子力規制庁 | 県民環境部 | — |
| | 7号 | 放射性同位元素 (汚染物質を含む。) | 原子力規制庁 | 県民環境部 保健福祉部 農林水産部 | — |
| | 8号 | 毒劇薬 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) | 厚生労働省 農林水産省 | 保健福祉部 農林水産部 | 健康福祉部 |
| | 9号 | 電気工作物内の高圧ガス | 経済産業省 | — | — |
| | 10号 | 生物剤、毒素 | 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 保健福祉部 | 健康福祉部 |
| | 11号 | 毒性物質 | 経済産業省 | — | — |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

7 要配慮者の支援

(1) 要配慮者の実態把握

市は、要配慮者について、防災担当部局と福祉担当部局とが連携して、あらかじめホームヘルパーや民生委員等の協力を得て、自主防災組織及び自治会等の範囲ごとにその実態を把握するよう努めるものとする。

市は、情報の充実を図るとともに、消防緊急通信指令システムの情報整備との連携を進める。

特に、避難行動要支援者については、平常時よりその実態把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、警察署、民生児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織及び自治会その他の関係団体に対し、協定締結に基づき、名簿情報を提供するものとする。

(2) 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者ごとに情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備するものとする。

(3) 避難体制の確立

市は、避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等方法を事前に具体的に定めておくよう努めるものとする。また、市は、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、利便性や安全性に十分配慮するものとする。

避難行動要支援者については、一人に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援プラン（個別計画）の作成に努める。

(4) 国民保護に関する啓発

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に合わせた啓発を図るものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

【資料編 4-1 備蓄物資のリスト】

(3) 県との連携

市は、県と連携し、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材を迅速に提供できる体制を整備する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備に

ついて、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制の整備にも努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民への周知

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(2) 応急手当の普及

市は、日本赤十字社愛媛県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

ゲリラ・特殊部隊の侵攻や航空機・弾道ミサイル等による武力攻撃のほか、核・生物・化学物質の拡散や石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設などに対する破壊活動により、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合、初期の段階においては、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。

そのため、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このため、このような事態に対する初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態の状況に応じた市の体制

(1) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて下記の体制をとるものとする。

【体制及び職員参集基準】

| 体制 | 参集基準（範囲） |
|---------------|---|
| ① 担当課体制 | 国民保護担当課職員が参集 (必要に応じて事務局職員の参集を行う。) |
| ② 緊急事態連絡室体制 | 原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③ 市国民保護対策本部体制 | すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集 |

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準 | 体制 |
|-------|---|----|
| 事態認定前 | 市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | ① |
| | 市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合) | ② |
| 事態認定後 | 市国民保護対策本部を設置すべき指定の通知がない場合 | ① |

《武力攻撃事態等への対処》 1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

| | | |
|--|---|---|
| | 市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | ② |
| | 市国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合 | ③ |

※② 原則として、地域防災計画に定める警戒配備（第一次～第三次配備）

③ 原則として、地域防災計画に定める警戒配備（第四次配備）

(2) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。なお、国民保護担当職員については、連絡のない場合でも事態を察知したら、直ちに自ら参集するものとする。

(3) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

| | | | | | | |
|--------|---|-----|---|-----|---|------|
| 職務権限順位 | 1 | 副市長 | 2 | 教育長 | 3 | 総務部長 |
|--------|---|-----|---|-----|---|------|

(4) 職員の服務基準

市は、(1)の職員参集基準①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の確保
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

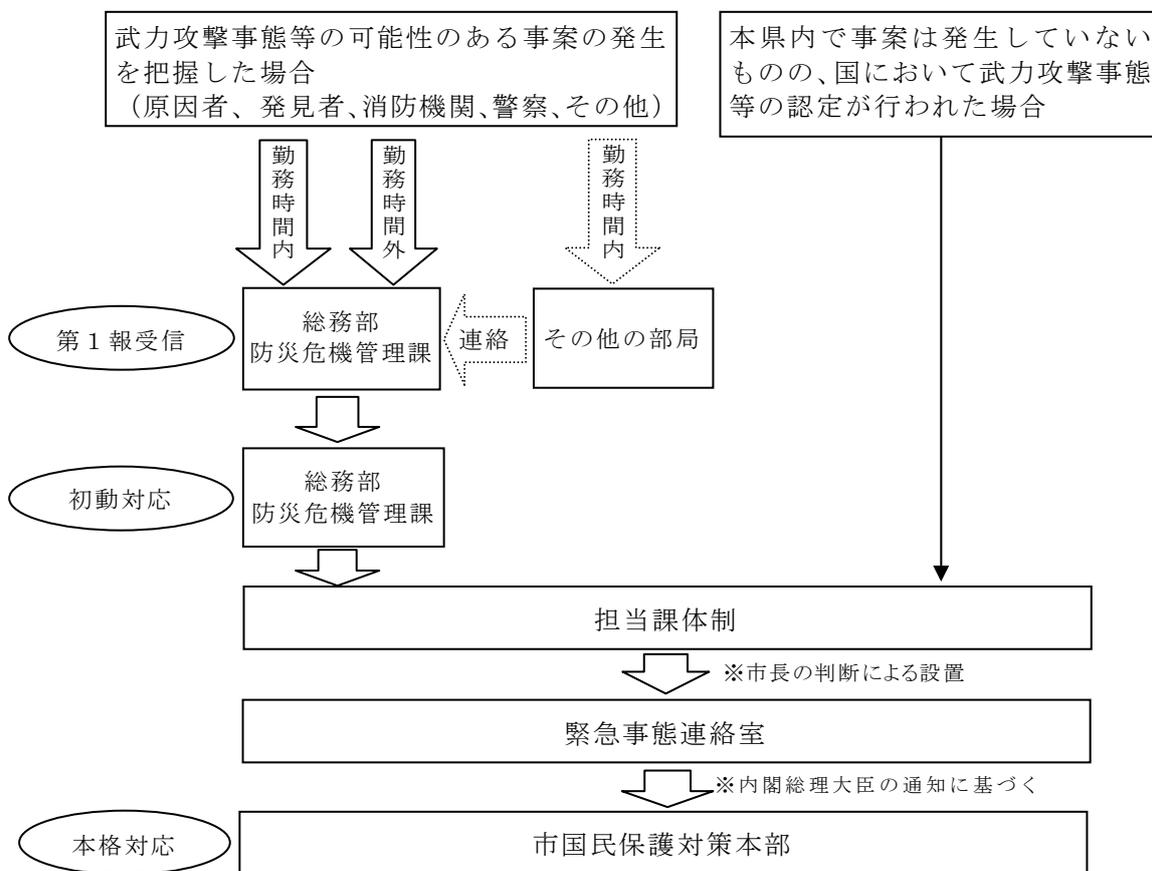
2 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 担当課体制の立ち上げ

市は、市民からの通報や、県・市町からの情報、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(E-m-Net)等により、武力攻撃事態等である可能性のある事案の発生を把握した場合は、必要に応じ国民保護担当

職員を参集させ、直ちに担当課体制をとる。

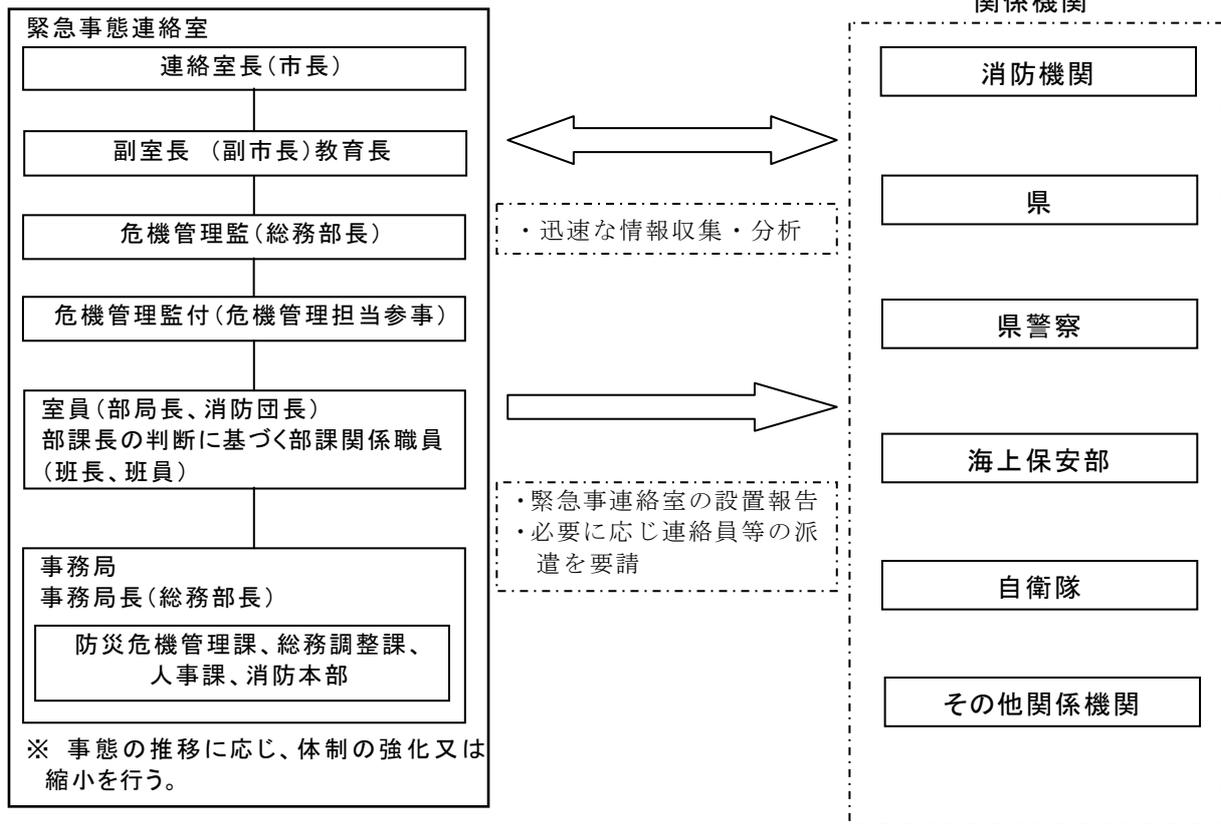
【初動連絡体制のフローチャート】



(2) 緊急事態連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



※緊急事態連絡室は、対策本部の本部組織と同じ構成とし、必要に応じ、室員（部局長）の判断に基づいて関係職員を加える。

※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

イ 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

市は「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

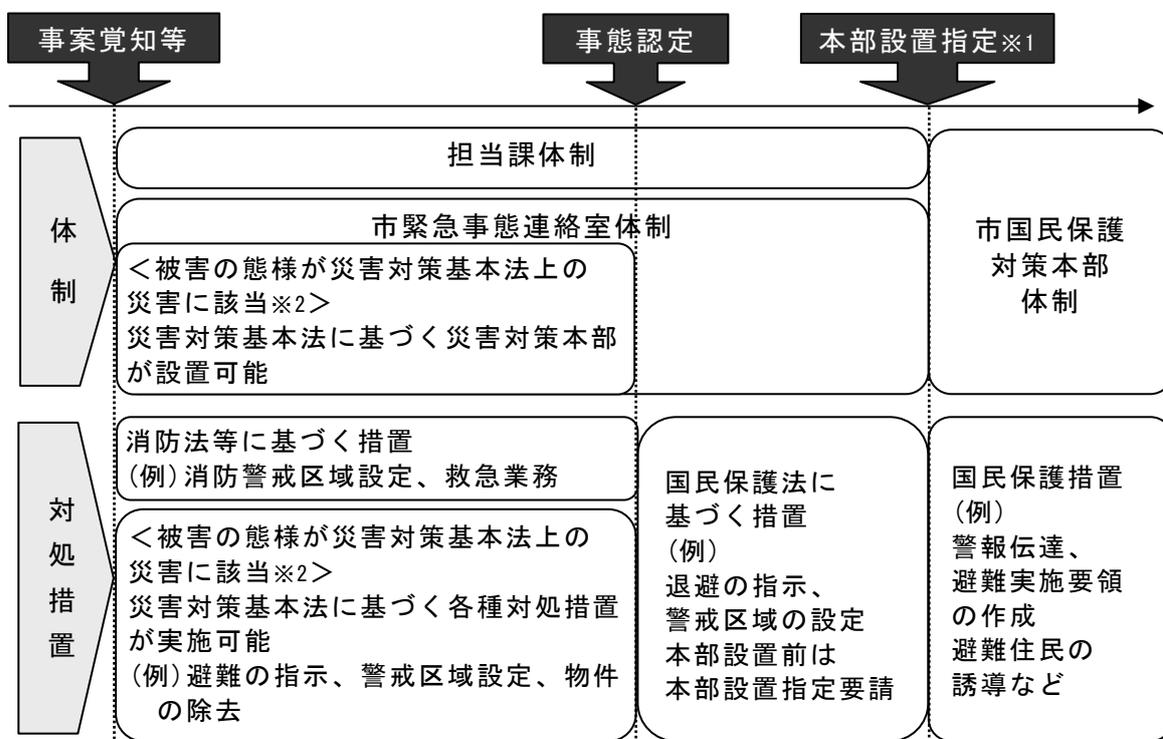
(5) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話等を用いて、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を整備し、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

本部長が市庁舎を市対策本部として機能できないと判断したときは、消防庁舎に市対策本部を移設する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

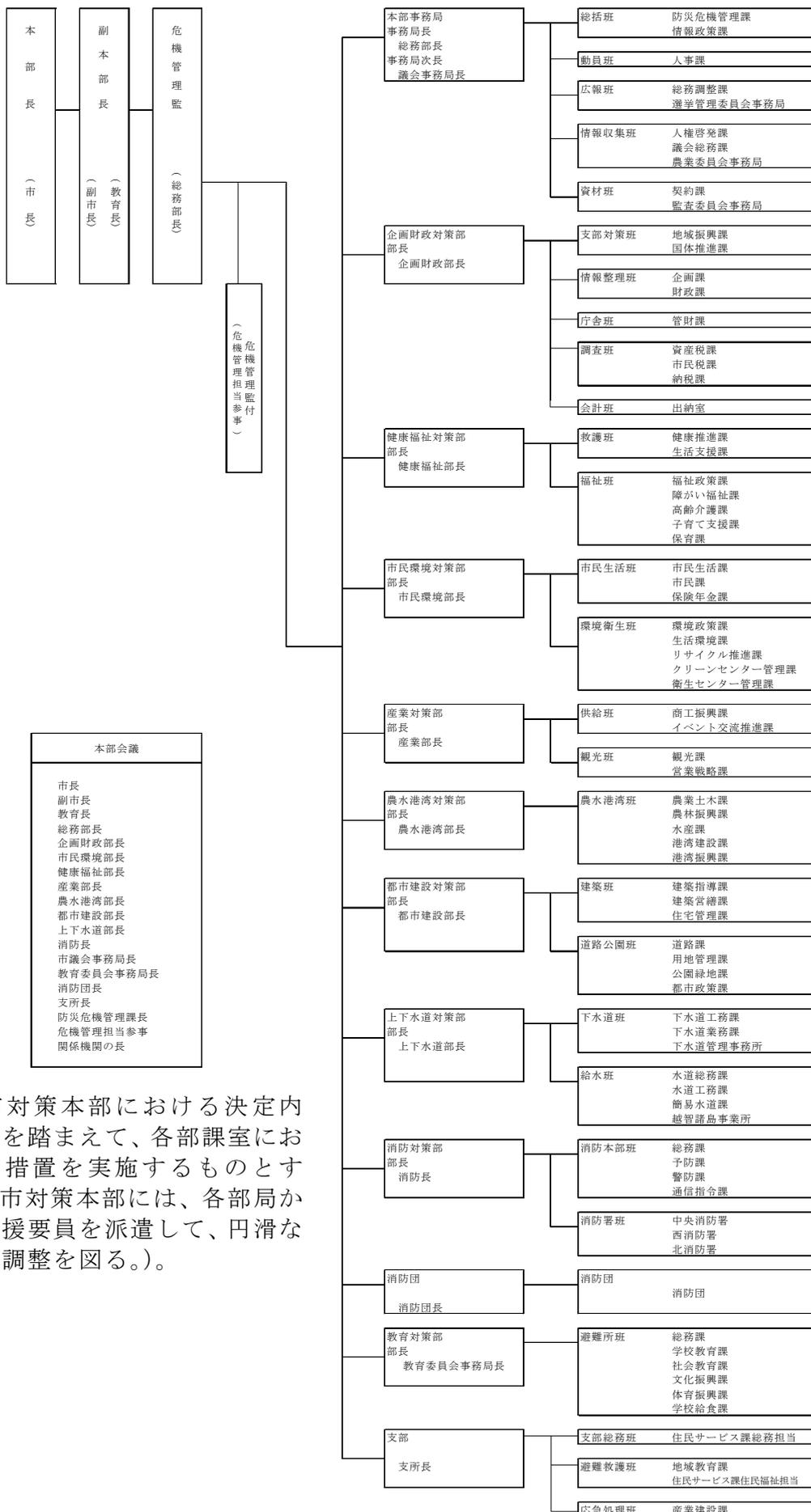
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

《武力攻撃事態等への対処》2 市対策本部の設置等

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成】



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市対策本部の所掌事務】

| 部 | ◎部長 ○副部長 | 班 | ◎班長 ○副班長 | 構成する課 | 所掌事務 |
|-------|-----------------------------|-------|----------------------------------|-----------------------------|---|
| 本部事務局 | ◎総務部長 ○市議会事務局長 ○総務部次長 | 総括班 | ◎防災危機管理課長 ○情報政策課長 | 防災危機管理課 情報政策課 (各班連絡員) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護対策本部(緊急事態連絡室)の設置、運営に関すること。 2. 情報の収集・伝達に関すること。 3. 本部会議の運営に関すること。 4. 本部長の指示・命令に関すること。 5. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 6. 緊急消防援助隊等の応援派遣要請に関すること。 7. 国、県への報告、連絡調整に関すること。 8. システム障害発生状況の把握、復旧手配に関すること。 9. 避難実施要領の策定に関すること。 10. 警報、避難指示、退避等の発令に関すること。 11. 国、県等への要請に関すること。 12. 情報ネットワークと非常通信システムの確保に関すること。 13. 武力攻撃災害の兆候の通報受付及び知事への通知。 14. 危険物質等に関する措置命令に関すること。 15. 応急公用負担等に関すること。 |
| | | 動員班 | ◎人事課長 | 人事課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員・把握に関すること。 2. 職員用の食料等の確保、供給に関すること。 3. 応援職員の受け入れ、連絡調整に関すること。 4. 特殊標章(身分証明書)の交付に関すること。 |
| | | 広報班 | ◎総務調整課長 ○選挙管理委員会事務局長 | 総務調整課 選挙管理委員会事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長記者会見に関すること。 2. 報道機関への対応に関すること。 3. 災害情報の発信及び災害記録に関すること。 4. 総括班の支援に関すること。 5. 本部長・副本部長の秘書に関すること。 6. 災害見舞者・災害視察者の対応に関すること。 7. 国民保護措置の記録に関すること。 |
| | | 情報収集班 | ◎人権啓発課長 ○議会総務課長 ○農業委員会事務局長 | 人権啓発課 議会総務課 農業委員会事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の受付、整理に関すること。 2. 各班との連絡調整に関すること。 3. 議員等への連絡・調整に関すること。 4. 消防受信情報との共有に関すること。 |
| | | 資材班 | ◎契約課長 ○監査委員事務局長 | 契約課 監査委員事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 物資の調達(購入、確保)に関すること。 2. 資材倉庫等の資材積出しに関すること。 3. 食料、物資調達の支援に関すること。 |

《武力攻撃事態等への対処》2 市対策本部の設置等

| 部 | ◎部長 ○副部長 | 班 | ◎班長 ○副班長 | 構成する課 | 所掌事務 |
|-------|---------------------|-------|---|---|--|
| 企画財政部 | ◎企画財政部長 ○企画財政部次長 | 支部対策班 | ◎地域振興課長 ○国体推進課長 | 地域振興課 国体推進課 | 1. 支部との連絡調整に関する事 2. 支部の災害情報の収集に関する事 3. 支部における被災者対策に関する事 4. 離島への交通確保に関する事 |
| | | 情報整理班 | ◎財政課長 ○企画課長 | 財政課 企画課 | 1. 情報の整理・分析に関する事 2. 被災情報の記録に関する事 3. 孤立地区の把握に関する事 4. 関係協力機関の連絡調整に関する事 5. 総括班の支援に関する事 6. 国民保護の財政措置に関する事 |
| | | 庁舎班 | ◎管財課長 | 管財課 | 1. 庁舎の機能確保に関する事 2. 車両その他の輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 3. 車両等の確保、燃料調達に関する事 4. 防災行政無線の運用支援に関する事 |
| | | 調査班 | ◎資産税課長 ○市民税課長 ○納税課長 | 資産税課 市民税課 納税課 | 1. 建物及び宅地等の被害調査に関する事 2. 被災情報（写真）に関する事 3. 罹災証明及び罹災届出証明の発行に関する事 4. 資材班の支援（資材倉庫の資材積出し）に関する事 5. 被災者台帳の作成に関する事 |
| | | 会計班 | ◎出納室長 | 出納室 | 1. 義援金に関する事 2. 国民保護に必要な金銭の出納及び保管に関する事 |
| 健康福祉部 | ◎健康福祉部長 ○健康福祉部次長 | 救護班 | ◎健康推進課長 ○生活支援課長 | 健康推進課 生活支援課 | 1. 救護所の設置に関する事 2. 医療救護班の出動要請に関する事 3. 医療機関への受け入れ要請に関する事 4. 負傷者の把握に関する事 5. 慢性疾患患者等への対応に関する事 6. 避難者等の健康管理、疾病予防に関する事 7. こころのケア等に関する事 8. 保健活動に関する事 9. 衛生、防疫資材の調達、配布に関する事 10. 防疫に関する事 |
| | | 福祉班 | ◎福祉政策課長 ○障がい福祉課長 ○高齢介護課長 ○子育て支援課長 ○保育課長 | 福祉政策課 障がい福祉課 高齢介護課 子育て支援課 保育課 | 1. 避難行動要支援者の避難指示、誘導に関する事 2. 避難行動要支援者の把握に関する事 3. 要配慮者の支援に関する事 4. 福祉避難所の開設、運営に関する事 5. 保育園児の保護、応急保育に関する事 6. 避難所班の支援に関する事 7. 避難実施要領の策定支援に関する事 |

《武力攻撃事態等への対処》2 市対策本部の設置等

| 部 | ◎部長 ○副部長 | 班 | ◎班長 ○副班長 | 構成する課 | 所掌事務 |
|-------|---------------------|-------|--|--|--|
| 市民環境部 | ◎市民環境部長 ○市民環境部次長 | 市民生活班 | ◎市民生活課長 ○市民課長 ○保険年金課長 | 市民生活課 市民課 保険年金課 | 1. 広聴活動及び市民相談窓口に関する こと。 2. 安否情報システム運用に関する こと。 3. 人的被害調査に関する こと。 4. 死者、行方不明者の把握に関する こと。 5. 住民組織との連絡に関する こと。 6. 孤立地区の把握に関する こと。 7. 外国人への情報提供等の支援に 関すること。 8. 交通規制情報の収集及び措置の周知 に関する こと。 9. ボランティア（市民活動）に 関すること。 10. 地域の防犯対策に関する こと。 11. 死体の検案、収容に関する こと。 12. 義援物資の受入に関する こと。 |
| | | 環境衛生班 | ◎環境政策課長 ○生活環境課長 ○リサイクル推進課長 ○クリーンセンター管理課長 ○衛生センター管理課長 | 環境政策課 生活環境課 リサイクル推進課 クリーンセンター管理課 衛生センター管理課 | 1. 仮設トイレの設置に関する こと。 2. し尿の収集、処理に関する こと。 3. ごみの収集、処理に関する こと。 4. 災害廃棄物の収集、処理に 関すること。 5. 動物対策に関する こと。 6. 遺体の埋葬、火葬に関する こと。 |
| 産業部 | ◎産業部長 ○産業部次長 | 供給班 | ◎商工振興課長 ○イベント交流推進課長 | 商工振興課 イベント交流推進課 | 1. 民間事業者との連絡調整に 関すること。 2. 民間事業者への協力要請に 関すること。 3. 大規模集客施設等への協力要 請に 関すること。 4. 食料・物資の調達、輸送及び 配給に 関すること。 5. 救援物資の受入、配給に 関すること。 6. 関係団体との連絡に 関すること。 7. 建築班の支援に 関すること。 |
| | | 観光班 | ◎観光課長 ○営業戦略課長 | 観光課 営業戦略課 | 1. 国立公園等の警戒、巡視に 関すること。 2. 観光等施設の避難誘導に 関すること。 3. 観光等施設の応急復旧に 関すること。 4. 供給班の支援に 関すること。 |
| 農水港湾部 | ◎農水港湾部長 ○農水港湾部次長 | 農水港湾班 | ◎農業土木課長 ○農林振興課長 ○水産課長 ○港湾建設課長 ○港湾振興課長 | 農業土木課 農林振興課 水産課 港湾建設課 港湾振興課 | 1. 農水、港湾施設の応急復旧に 関すること。 2. 漁協等関係団体との連絡に 関すること。 3. 農林水産被害の拡大防止対 策及び 応急復旧に 関すること。 4. 家畜・家きんの防疫等に 関すること。 5. 海上輸送に 関すること。 6. 海難事故の連絡等に 関すること。 7. 情報収集班の支援に 関すること。 |

| 部 | ◎部長 ○副部長 | 班 | ◎班長 ○副班長 | 構成する課 | 所掌事務 |
|-------|---------------------|-------|--|------------------------------------|--|
| 都市建設部 | ◎都市建設部長 ○都市建設部次長 | 建築班 | ◎建築指導課長 ○住宅管理課長 ○建築営繕課長 | 建築指導課 住宅管理課 建築営繕課 | 1. 被災建築物の応急危険度判定に関する こと。 2. 被災宅地の危険度判定に関する こと。 3. 公共施設の応急措置に関する こと。 4. 調査班（家屋の被害調査）の支援に 関すること。 5. 応急仮設住宅の建設に関する こと。 |
| | | 道路公園班 | ◎道路課長 ○用地管理課長 ○公園緑地課長 ○都市政策課長 | 道路課 用地管理課 公園緑地課 都市政策課 | 1. 住民及び物資の運送経路の確保に 関すること。（陸上経路） 2. 仮設道路の建設・道路の応急復旧に 関すること。 3. 応急復旧用資機材等の確保に 関すること。 4. 道路・橋りょうの応急復旧に 関すること。 5. 道路上の障害物の除去に 関すること。 6. 公園緑地、街路樹等の応急復旧に 関すること。 7. ヘリポートの開設・運営に 関すること。 8. 災害対策用地の確保、活用 に関する こと。 9. 公営住宅の応急対策と住宅の あっせんに関する こと。 10. 建設業協会等関係機関との 協力要請 に関する こと。 |
| 上下水道部 | ◎上下水道部長 ○上下水道部次長 | 下水道班 | ◎下水道工務課長 ○下水道業務課長 ○下水道管理事務所長 | 下水道工務課 下水道業務課 下水道管理事務所 | 1. 河川、下水道、都市下水路の警戒・ 巡視に関する こと。 2. 河川、下水道、都市下水路の 応急復旧 に関する こと。 3. 河川、下水道、都市下水路の 障害物の 除去に 関する こと。 |
| | | 給水班 | ◎水道総務課長 ○水道工務課長 | 水道総務課 水道工務課 簡易水道課 越智諸島事業所 | 1. 飲料水の確保、給水に 関する こと。 2. 水道施設の応急復旧に 関する こと。 3. 飲料水の水質に 関する こと。 4. 水道用水の緊急応援の 要請に 関する こと。 5. 下水道班の支援に 関する こと。 |

《武力攻撃事態等への対処》2 市対策本部の設置等

| 部 | ◎部長 ○副部長 | 班 | ◎班長 ○副班長 | 構成する課 | 所掌事務 |
|-----|----------------------------|-------|--|--|--|
| 消防部 | ◎消防長 ○消防本部次長 ○中央消防署長 | 消防本部班 | ◎消防総務課長 ○予防課長 ○警防課長 ○通信指令課長 | 消防総務課 予防課 警防課 通信指令課 | 1. 消火活動、救出・救助・救急活動に関すること。 2. 避難誘導に関すること。 3. 警戒・巡視に関すること。 4. 警戒区域の設定に関すること。 5. 災害情報の収集、連絡に関すること。 6. 消防活動状況の把握、記録に関すること。 7. 衛星携帯電話に関すること。 8. 緊急消防援助隊等の受け入れ・連絡調整に関すること。 9. 行方不明者の捜索に関すること。 10. 危険物等の災害対策に関すること。 11. 被害状況の確認、記録、集計に関すること。 12. 火災罹災証明、救急搬送証明に関すること。 13. 消防団の活動に関すること。 14. 住民への警報・避難指示、退避等の伝達に関すること。 15. 生活関連等施設の安全確保の支援等に関すること。 16. N B C 攻撃による汚染の拡大防止に関すること。 17. 残留者等への対応。 |
| | | 消防署班 | ◎中央消防署長 ○中央署副署長 ○西消防署長 ○北消防署長 | 中央消防署 西消防署 北消防署 | |
| 消防団 | ◎消防団長 ○消防団副団長 | | ◎各方面隊長 | 消防団 | 1. 消火活動、救出・救助・救急活動に関すること。 2. 避難誘導に関すること。 3. 警戒・巡視に関すること。 4. 警戒区域の設定に関すること。 5. 災害情報の収集、連絡に関すること。 6. 行方不明者の捜索に関すること。 7. 住民への警報・避難指示、退避等の伝達に関すること。 |
| 教育部 | ◎教育委員会事務局長 ○教育委員会事務局次長 | 避難所班 | ◎教育総務課長 ○学校教育課長 ○社会教育課長 ○文化振興課長 ○体育振興課長 ○学校給食課長 | 教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化振興課 体育振興課 学校給食課 | 1. 幼稚園児・児童生徒の安全確保、状況把握に関すること。 2. 避難所の開設、運営に関すること。 3. 避難者の把握に関すること。 4. 施設利用者等の安全確保に関すること。 5. 炊き出しに関すること。 6. 施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 7. 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 8. 応急教育に関すること。 9. 避難実施要領の策定支援に関すること。 |

《武力攻撃事態等への対処》2 市対策本部の設置等

| 部 | ◎部長 ○副部長 | 班 | ◎班長 ○副班長 | 構成する課 | 所掌事務 |
|--------|-------------|-------|---|----------------------------|---|
| 支 部 | ◎支所長 | 支部総務班 | ◎住民サービス課長 ○住民サービス課長補佐 (総務担当) | 住民サービス課 総務担当 | 1. 現地対策本部、現地調整所・運営に関する事 2. 被害状況の収集に関する事 3. 防災行政無線に関する事 4. 県防災通信システムに関する事 5. 本部事務局、支部対策班との連絡に関する事 6. 消防署、消防団（方面隊）との連絡に関する事 7. 警報、避難指示、退避等の発令に関する事 8. 車両、船舶の確保、運用に関する事 9. 通信の確保に関する事 10. 市民、避難所への広報に関する事 |
| | | 避難救護班 | ◎地域教育課長 ○地域教育課長補佐 ○住民サービス課長補佐 (住民福祉担当) | 住民サービス課 住民福祉担当 地域教育課 | 1. 避難所の開設、運営に関する事 2. 被災要配慮者の支援に関する事 3. 安否情報の収集に関する事 4. 応急医療救護に関する事 5. 防疫、衛生、ごみに関する事 6. 遺体の収容、安置に関する事 |
| | | 応急処理班 | ◎産業建設課長 | 産業建設課 | 1. 被災箇所の応急復旧に関する事 2. 避難誘導に関する事 3. 飲料水の確保、給水に関する事 4. 水道施設の応急復旧に関する事 5. 飲料水の水質に関する事 6. 食料、物資の確保、配給に関する事 |
| | ◎消防長 | 消防署班 | ◎各管轄消防署長 | 各管轄消防署 | 1. 消火活動、救出・救助・救急活動に関する事 2. 避難誘導に関する事 3. 警戒・巡視に関する事 4. 警戒区域の設定に関する事 5. 災害情報の収集、連絡に関する事 6. 消防活動状況の把握、記録に関する事 7. 行方不明者の捜索に関する事 8. 住民への警報・避難指示、退避等の伝達に関する事 9. 生活関連等施設の安全確保の支援等に関する事 10. NBC攻撃による汚染の拡大防止に関する事 11. 残留者等への対応 |

《武力攻撃事態等への対処》2 市対策本部の設置等

| 部 | ◎部長 ○副部長 | 班 | ◎班長 ○副班長 | 構成する課 | 所掌事務 |
|----|------------------|-----|-------------|-------|---|
| 支部 | ◎消防団長 ○消防団副団長 | 消防団 | ◎各方面隊長 | 消防団 | 1. 消火活動、救出・救助・救急活動に関すること。 2. 避難誘導に関すること。 3. 警戒・巡視に関すること。 4. 災害情報の収集、連絡に関すること。 5. 消防活動状況の把握に関すること。 6. 行方不明者の捜索に関すること。 7. 住民への警報・避難指示、退避等の伝達に関すること。 |

※水道部越智諸島事務所は、大三島町、上浦町、伯方町及び宮窪町において本庁水道部と同様の事務を行う。

※事態認定までは災害対策基本法での活動になる⇒事態認定後は国民保護法

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【市対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

市は、次のような広報手段を活用して、住民等に迅速に広報を実施する。なお、広報については、自主防災組織及び自治会やその他活用できる媒体を通じて広報活動を行う。

- ・ 防災行政無線
- ・ 広報車
- ・ 新聞、テレビ、ラジオ
- ・ 市ホームページ
- ・ 記者会見の実施
- ・ 問い合わせ窓口の設置

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築し、各放送事業者等の関係機関に対しては県を通じた要請を行うこと。

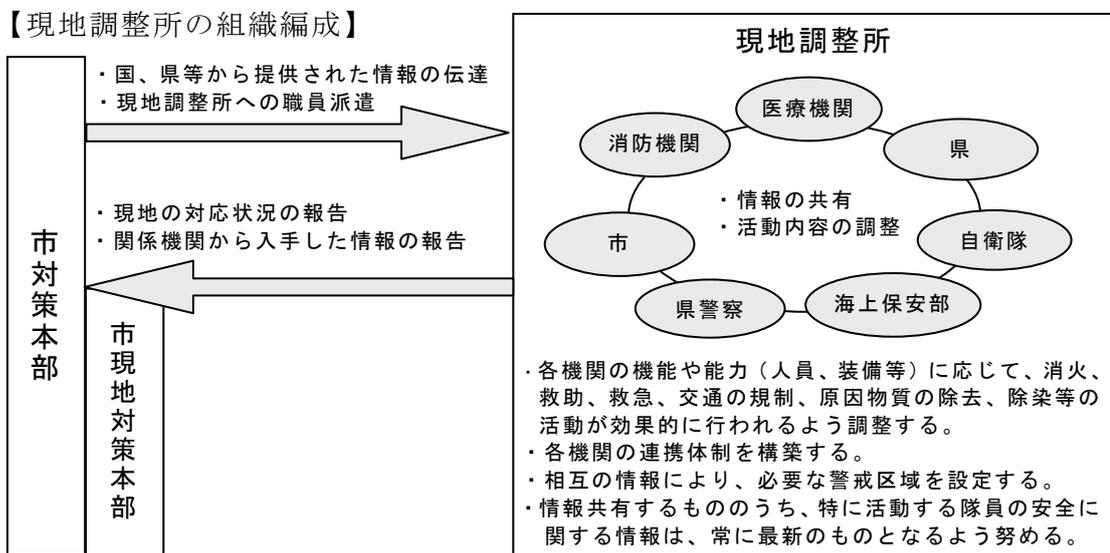
(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う（関係機関により先に設置されている場合には、職員を早急に派遣する。）。



【現地調整所の性格について】

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う。）。

イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活

動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。また、現地調整所における最新の情報を、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全を確保する。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することとし、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることとする（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることとする。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うこととする。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施

するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(9) 武力攻撃事態等合同対策協議会について

市長は、政府現地対策本部長により政府現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するものとする。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線等の通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

必要に応じ、アマチュア無線等の無線局に協力を得るものとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することなどにより、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の派遣要請等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができ

ない場合は、努めて市の区域を担当区域とする自衛隊愛媛地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする中部方面総監、海上自衛隊にあつては市の区域を警備区域とする呉地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、上記(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必

要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、上記(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

ア 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力については、安全を十分に確保し、適切な情報の提供や必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合におい

て、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導への協力

市は、必要に応じ、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

(2) 避難住民等の救援

知事が市長に救援に関する事務を委託したときは、市は、必要に応じ、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

市は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合は、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

ア 消火のための水を運搬すること。

イ 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること。

ウ 被災者の救助のための資機材を提供すること。

(4) 住民の健康の保持又は保健衛生の確保

市は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合は、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【協力を求める要請の例】

ア 健康診断の実施

イ 感染症の動向調査の実施

ウ 水道水の水質検査の実施

エ 防疫活動の実施

オ 被災者の健康維持活動の実施

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

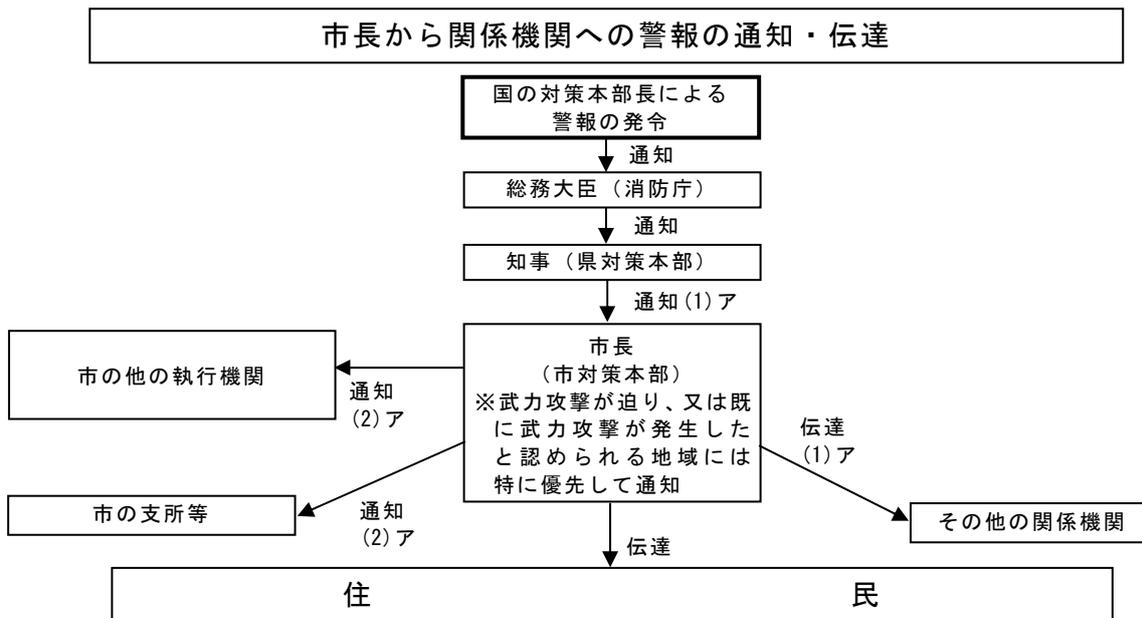
(1) 警報の内容の伝達

ア 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合、又は全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により情報を入手した場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関（教育委員会、各支所、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.imabari.ehime.jp/>）に警報の内容を掲載する。



※市長は、ホームページに警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織及び自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災担当部局及び福祉担当部局等との連携の下で避難支援プランを作成し、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の伝達及び通知

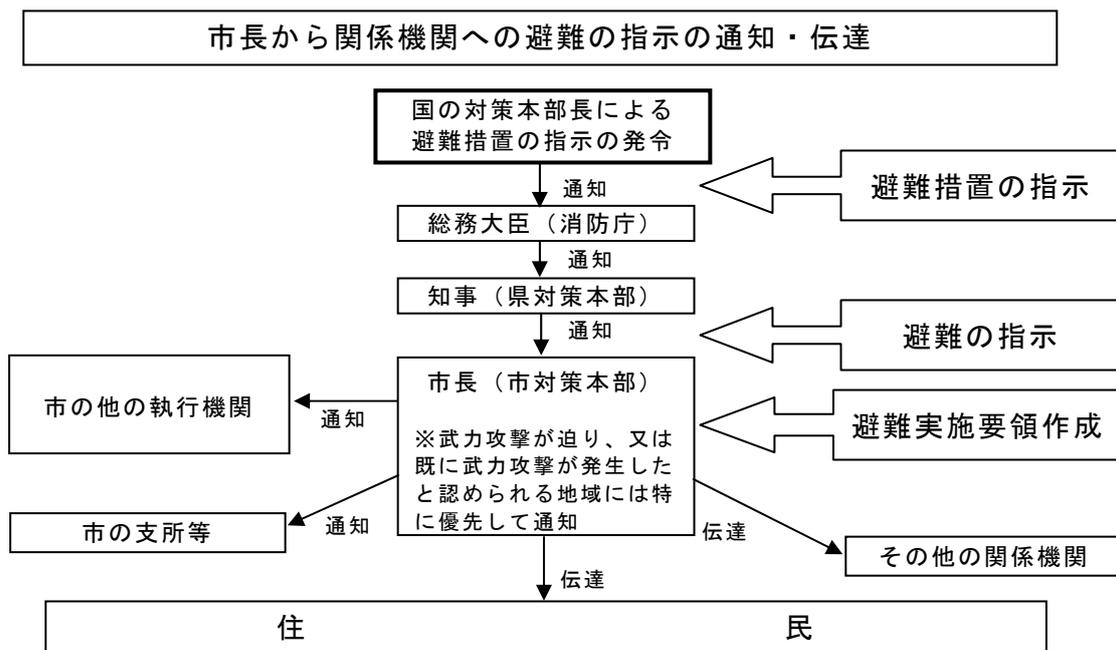
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係団体に対して迅速に伝達する。
- (3) 市長は、警報に準じて市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【資料編 6 避難実施要領パターン】

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領作成の際の主な留意事項】

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - イ 避難先
 - ウ 一時集合場所及び集合方法
 - エ 集合時間
 - オ 集合に当たっての留意事項
 - カ 避難の手段及び避難の経路
 - キ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - ク 自主防災組織等の活用
 - ケ 要配慮者への対応
 - コ 要避難地域における残留者の確認
 - サ 避難誘導中の食料等の支援
 - シ 避難住民の携行品、服装
 - ス 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難救援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

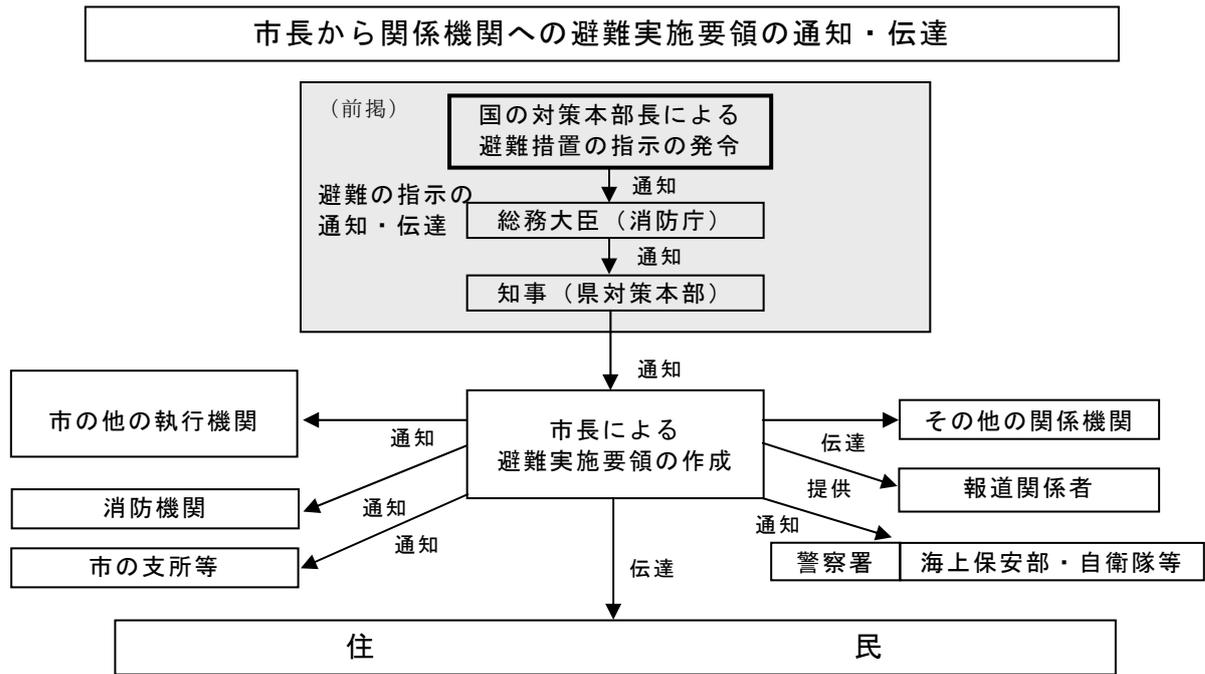
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊愛媛地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに市長は、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。なお、避難誘導に当たっては、要配慮者を優先することとし、自主防災組織及び自治会等と連携し、迅速かつ安全な避難住民の誘導に努めるものとする。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織及び自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章及び身分証明書（第3編第11章参照）を携行させる（特に、市街地等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を

行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織及び自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

また、市長は、警察官等が避難誘導等を実施している場合において、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある場合は、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関する必要な措置を講ずるよう要請するものとする。この場合、市長は、その旨知事に通知する。

ア 警告、指示

避難住民を誘導する市職員、警察官等又は、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項）の自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生するおそれがあるときは、必要な警告又は指示を行うものとする。

イ 立入禁止、退去、物件の除去

警告、指示を行う場合、警察官等は、特に必要がある場合は、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両等の除去など必要な措置を講ずることができる。

なお、警察官等がない場合は、消防職員、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講ずることができる。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織及び自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設における滞在者の避難等

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、施設の特性に応じて施設管理者等と連携し、必要な対策をとるものとする。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供

給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 要配慮者への配慮

市長は、要配慮者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また避難行動要支援者については、「避難支援プラン」に沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考えることとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多い。時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得ることを念頭において対処するものとする。)

(8) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対し、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。また、必要に応じて関係機関及び団体等に協力を要請し、措置を講じるものとする。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市は、道路管理者として道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた住民の避難

市長は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃事態等の特徴、留意点などを踏まえ、避難誘導を行う。

(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難

ア 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応する。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

ただし、島しょ部における避難については、次の対応とする。

島しょ部における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することを基本とする。

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行う。

イ ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

少人数のグループにより行われ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、事前に予測あるいは察知することができず突発的な発生も想定され、避難までの時間的余裕がないことから、攻撃当初は屋内に徒歩で一時退避させる。

その後、警報の内容とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には安全な地域へ避難させる。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに徒歩で屋内へ退避させ、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難させる。

エ 航空攻撃の場合（通常弾頭）

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で屋内へ退避させ、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難させる。

オ 緊急処理事態の場合

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、それに準じた措置を講ずる。

(2) N B C 攻撃における避難

ア 核兵器を用いた攻撃の場合

被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。また、熱線・爆風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射線降下物は爆心地付近から、逐次、風下方向に拡散して、被害をもたらす。

このため、熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、当初は爆心地周辺から直ちに離れ、コンクリート施設などの屋内へ徒歩で一時避難させ、一定時間経過し残留放射線の低減確認後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

また、直接の被害は受けないが、放射性降下物の被害を受けるおそれがある地域については、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くの安全な地域へ避難させる。安全な地域へ避難する際は、公共交通機関や借上バス・船舶を利用して、他市町・他県にある避難施設や自宅等へ避難させる。

さらに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。）その他の放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

イ 生物兵器を用いた攻撃の場合

生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、すでに被害が拡大している可能性があるが、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難させる。

ウ 化学兵器を用いた攻撃の場合

化学剤は、一般的には、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、

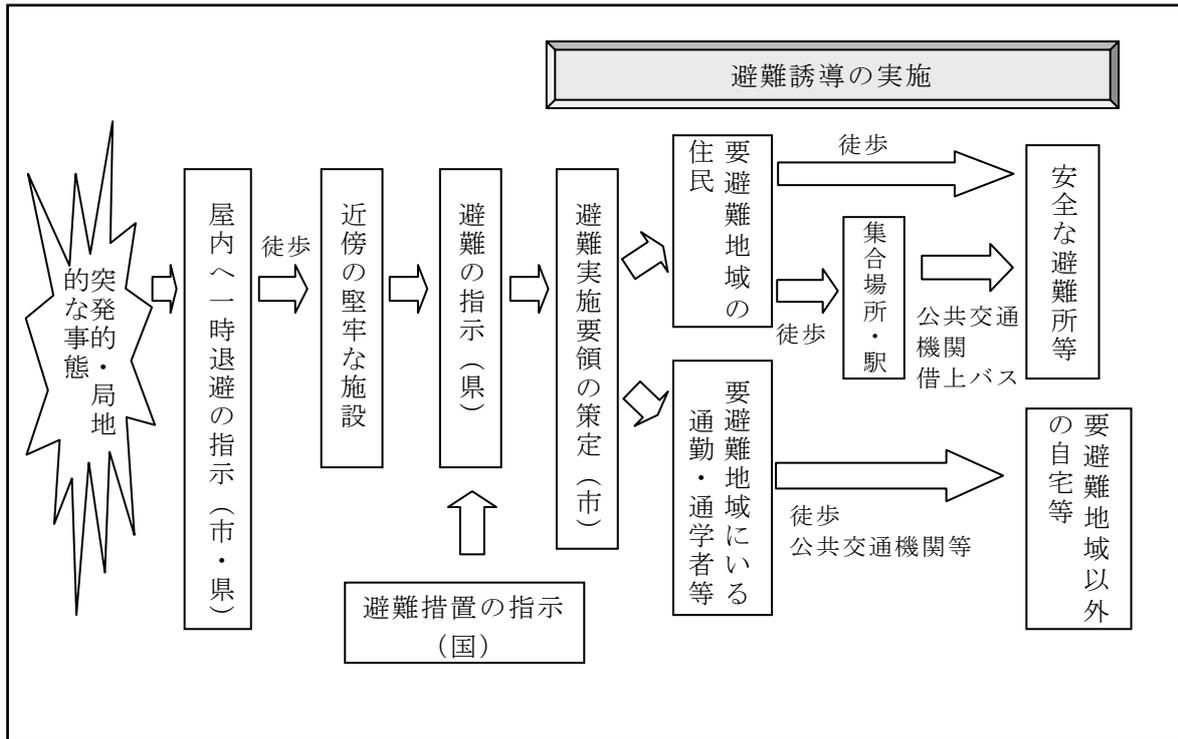
空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をほうように広がる。また、特有のにおいがあるものもあるが、無臭のものもある。

このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高台に避難させる。

事態類型等と避難の特徴

| 避難の特徴 | | 被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先) | 予測の可否 →避難までの 時間的余裕 | 主な避難手段 |
|----------------|---|---|----------------------------------|--|
| 事態類型等 | | | | |
| 武力 攻撃 事態 | 着上陸侵攻 | 広い範囲 →遠くへ避難 (他市町・他県) | 予測は可能 →時間的な 余裕あり | 公共交通機関・借上バス 船舶 |
| | ゲリラ・特殊部隊 による攻撃 | 狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・町内) | 予測は困難 →時間的 余裕なし | 徒歩 公共交通機関・借上バス |
| | 弾道ミサイル 攻撃 (通常弾頭) | 狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・町内) | 予測は可能 →時間的 余裕なし | 徒歩 公共交通機関・借上バス |
| | 航空攻撃 (通常弾頭) | 広い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・町内) | 予測は可能 →時間的 余裕なし | 徒歩 公共交通機関・借上バス |
| 緊急処理事態 | | 狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・町内) | 予測は困難 →時間的 余裕なし | 徒歩 公共交通機関・借上バス |
| NBC 攻撃 | 核兵器 〔弾道ミサイル (核弾頭) 航空攻撃 (核弾頭)〕 | ・核爆発の被害を受ける地域 →近くへ避難後(地下施設・ コンクリート施設)、遠く (他市町・他県)へ避難 ・放射性降下物の被害を受 ける地域 →遠くへ避難 (他市町・他県) | →時間的 余裕なし →時間的 余裕なし | 徒歩 公共交通機関・借上バス 船舶 公共交通機関・借上バス 船舶 |
| | 生物兵器 | →近くへ避難 (近傍の施設・町内) | →時間的 余裕なし | 徒歩 公共交通機関・借上バス 船舶 |
| | 化学兵器 | | | |



今治市における代表的な避難の方法

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社愛媛県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(5) 住民との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合、救援を行うため必要があると認めるときは、安全の確保に十分に配慮した上で、避難住民及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

【資料編 4-4 救援の程度及び基準】

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際し、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

避難等により本来の住居で生活することができなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、知事が指定する避難施設を供与する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が公民館等から移ることができるよう配慮する。

(ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

(イ) 避難所運営マニュアルに基づく適切な運営

(ウ) 避難所におけるプライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮

(エ) 要配慮者に対する福祉避難所の供与

(オ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、要配慮者を収容する長期避難住宅等の供与

(カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施

設の居室等を含む。)とその用地の把握)

(キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応

(ク) 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品については、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じる場合に、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等の提供を行う。

飲料水については、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことなどにより、飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し提供する。

生活必需品等については、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、給与又は貸与する。

(ア) 食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認

(イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請

(ウ) 提供対象人数及び世帯数の把握

(エ) 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は助産を受けることができない避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供するとともに、提供に当たっては、市内医療機関を活用するほか、日本赤十字社への医療の提供の委託や医療関係者に対する医療の実施の要請等も行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害を原因として被災した者に限るものでなく、また、経済的能力の如何を問うものでない。

(ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認

(イ) 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

(ウ) 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

(エ) 避難住民等の健康状態の把握

(オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

(カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

(キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

(ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。

この場合、消防防災航空隊の活用など、県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。

(ア) 被災者の捜索及び救出についての県警察、消防機関、自衛隊・管区海上保安本部等の関係機関との連携

(イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

武力攻撃災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期に埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺など必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体搬送の手配等を実施する。

(ア) 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握

(イ) 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の情報集約体制

(ウ) 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

(エ) あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）

(オ) 県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

(カ) 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。

(ア) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握

(イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整

(ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

(エ) 聴覚障がい者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した場合に、武力攻撃災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。

(ア) 住宅の被災状況の情報集集体制（被災戸数、被災の程度）

(イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保

(ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定

(エ) 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒（中等教育学校の前期課程（平成18年度4月以降）、特別支援学校の児童又は生徒を含む。）、高等学校等生徒に対して、教科書等の教材、文房具、体操着等の体育実技用品及びカバン等の通学用品を給与する。

(ア) 児童生徒の被災状況の情報収集

(イ) 不足する学用品の把握

(ウ) 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索のほか、洗浄や消毒の処置等を行う。

(ア) 死体の捜索及び処理についての県警察、消防機関及び自衛隊・管区海上保安本部等の関係機関との連携

(イ) 被災情報、安否情報の確認

(ウ) 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定

(エ) 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）

(オ) 死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。

(ア) 障害物の除去の対象となる住居等の被災状況の収集

(イ) 障害物の除去の施工者との調整

(ウ) 障害物の除去の実施時期

(エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際の留意事項

(1) 医療活動等の実施方針

ア 医療活動等の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効果的な活動に努める。

イ 市は、県、医師会、医療機関等との緊密な連携により、武力攻撃災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）を行う。

ウ 市は、市地域防災計画に準じ、武力攻撃災害時には速やかに救護所の設置や救護班の編成などの初期医療体制を確立するとともに、救護病院等の後方医療機関に傷病者を収容する。また、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の災害現場への派遣を要請し、応急治療等を行う。

エ 市は、消防機関、警察、医療機関等と連携して、医療施設の被害状況や医薬

品等医療資機材の需給状況等の情報を収集し、県への情報提供に努める。

オ 武力攻撃災害により、在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

(2) 核攻撃等における医療活動等の留意点

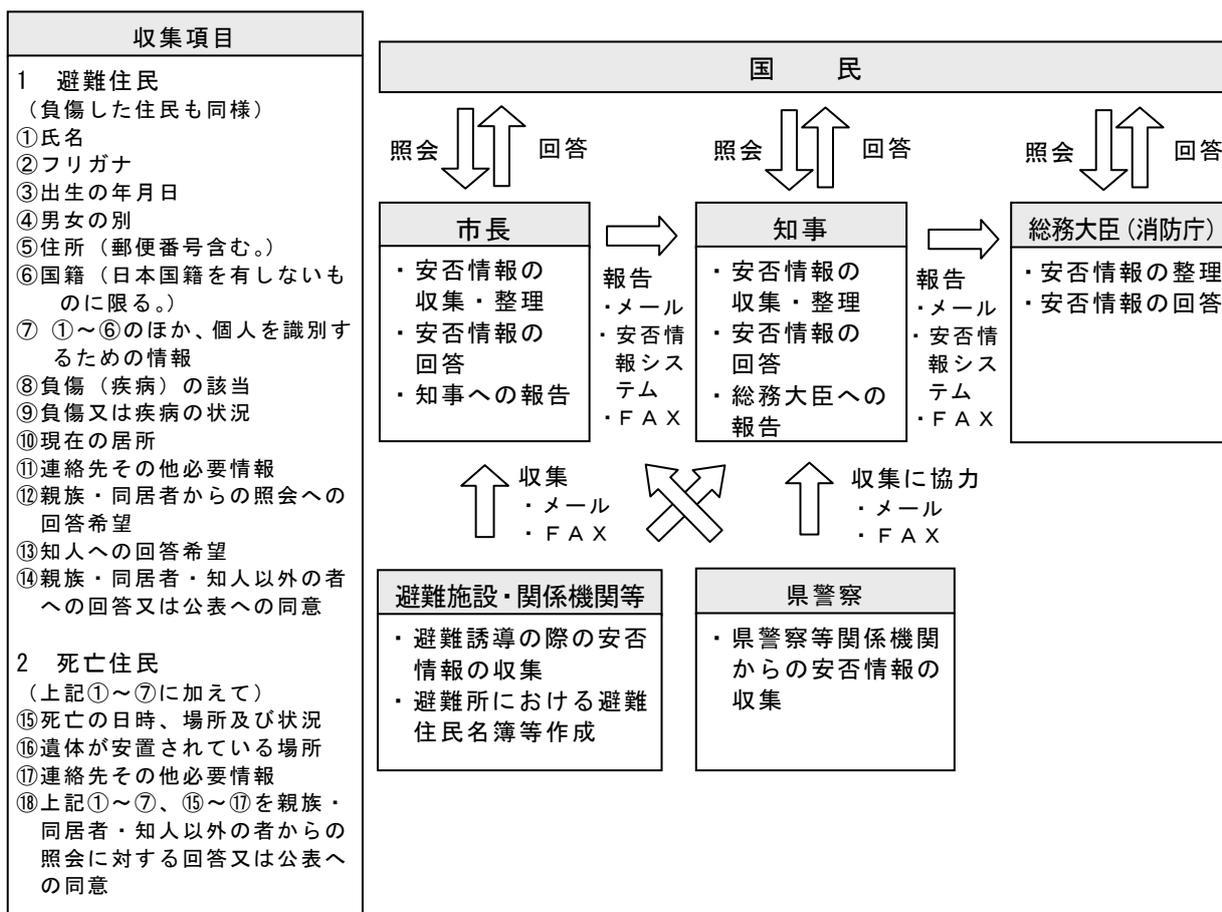
市は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、県と連携して医療活動等を実施する。

また、患者の迅速な搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

【資料編 7-3 様式第1号（第1条関係）安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）】

【資料編 7-4 様式第2号（第1条関係）安否情報収集様式（死亡住民）】

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【資料編 7-2 様式第3号（第2条関係）安否情報報告書の様式】

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

また、避難住民等が家族などに安否等を伝えることができる「災害伝言ダイヤル171」等の周知を図る。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【資料編 7-5 様式第4号（第3条関係）安否情報照会書様式】

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【資料編 7-6 様式第5号（第4条関係）安否情報回答書様式】

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社愛媛県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。住民避難が必要となるような状況が生じた場合には、火災・災害等即報要領に基づく報告とは別に、速やかに、避難に関する情報報告様式を用いて県へ報告する。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う（関係機関により先に設置されている場合には、職員を早急に派遣する。）。

【資料編 7-7 避難に関する情報報告様式】

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行う。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少

ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章（第3編第11章参照）を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設ける。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なる。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両、船舶及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の命令の下、保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、知事に連絡できない場合は、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(7) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整

《武力攻撃事態等への対処》 7 武力攻撃災害への対処

にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、市が被災地に該当しない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等に係る措置が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

〔対象〕

市の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱う消防法第2条第7項の危険物（国民保護法施行令第29条）

〔措置〕

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制

限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)のアからウまでの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

なお、防護服等の資機材については、国及び県との連携の下に整備を図る。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理

を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| | 対 象 物 件 等 | 措 置 |
|----|-----------------|--|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 5号 | 建物 | ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 |
| 6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 |

市長は、前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（前記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

| | |
|---|---|
| 1 | 当該措置を講ずる旨 |
| 2 | 当該措置を講ずる理由 |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期 |
| 5 | 当該措置の内容 |

(6) 職員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、防災行政無線、広報車その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

【資料編 7-8 火災・災害等即報要領（第3号様式）】

- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【資料編 7-1 被災情報の報告様式】

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じ、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道用水供給事業者として消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、河川、道路及び港湾等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者

- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第 4 編 復旧等

第 1 章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第4章 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、以下のとおり定める。

1 国民の権利利益の迅速な救済

- (1) 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。
- (2) 市における救済に係る手続は、その原因となった保護措置を実施した部局において処理するものとし、防災危機管理課は、その取りまとめを行う。また、不服申立て又は訴訟が提起された場合は、総務調整課が補佐する。
- (3) 市は、必要に応じ関係部局及び外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

| 項 目 | |
|------------------------|--|
| 損失補償 (法第159条第1項) | 特定物資の収用に関する事（法第81条第2項） |
| | 特定物資の保管命令に関する事（法第81条第2項） |
| | 土地等の使用に関する事（法第82条） |
| | 応急公用負担に関する事（法第113条第1項、第5項） |
| | 車両等の破損措置に関する事（法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段） |
| 損害補償 (法第160条) | 国民への協力要請による事 （法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項） |
| | 医療の実施の要請等による事（法第85条第1、2項） |
| 不服申立てに関する事（法第6条、第175条） | |
| 訴訟に関する事（法第6条、第175条） | |

2 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急対応事態への対応

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

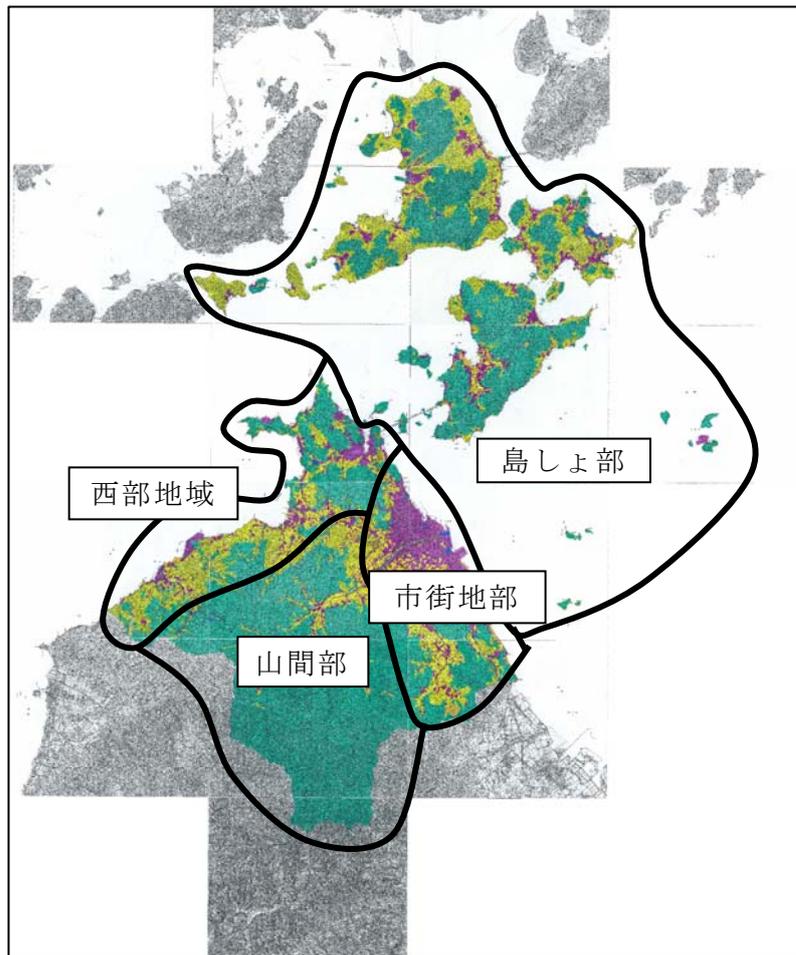
緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行う。

《緊急対処事態への対処》

第6編 地域特性に応じた避難

1 今治市の地域特性



(1) 市街地部

行政機能、商業・サービス、ビジネス等の都市機能が多く立地する地域である。

主な交通機関は、陸上輸送（道路、鉄道）、重要港湾今治港を中心とした海上輸送である。

武力攻撃やテロの目的は、軍事的占領、威力誇示、経済停滞、市民殺傷や恐怖扇動などがあげられるが、いずれの動機においても、都市機能が集約した市街地部は標的となりやすい。

【地区内の重要施設】

- JR今治駅、今治港等の交通拠点
- 市役所、消防本部、国・県出先機関等の行政機関
- 事業所支店等の経済活動拠点
- 商店街、商業施設、今治市公会堂等の集客施設

(2) 西部地域

石油コンビナート、国家備蓄基地（石油、LPガス）、造船所が立地する地域である。

《地域特性に応じた避難》

主な交通機関は陸上輸送（道路、鉄道）である。

石油コンビナート等の危険物施設や大規模な造船所が集積している地域であり、武力攻撃の標的となりやすい。

【地区内の重要施設】

- 石油コンビナート
- 国家石油ガス備蓄基地（波方）、国家石油備蓄基地（菊間）
- 造船所

(3) 島しょ部

有人、無人合わせて多くの島々から構成される地域である。

主な交通機関は海上輸送、西瀬戸自動車道（来島海峡大橋等）に限定される。

特殊部隊やゲリラなどの攻撃主体の作戦行動上の観点において、島しょ部は作戦行動の要所となることもある。

島しょ部からの避難の際は、その輸送手段が限られるため、避難が困難となる。

また、通信、電気、水道、ガスなどのライフラインが意図的な破壊を受けた場合、島全体が孤立する可能性がある。

【地区内の重要施設】

- 西瀬戸自動車道（来島海峡大橋等）
- 台ダム

(4) 山間部

他の地区に比べれば、直接的に攻撃の対象となる可能性が低いと考えられるが、山間部に立地するダムは、攻撃の対象となる可能性がある。

【地区内の重要施設】

- 玉川ダム

2 今治市の地域特性に応じた避難計画方針

今治市の地域特性から、市街地は多くの人が集まる施設や都市機能が集積しており、これらを対象とした武装工作員や航空機等による突発的な武力攻撃や化学剤を用いた攻撃パターンが考えられる。

西部地域には石油コンビナート等、山間部にはダムといった危険性を内在する施設が立地しており、これらを対象とした武装工作員や航空機による攻撃パターンが考えられる。また、島しょ部においては、島の占拠を目的とした武装工作員による攻撃パターンが考えられる。

こうした地域の代表的な武力攻撃パターンを考慮した代表的な避難計画方針は、以下に示すとおりである。

(1) 市街地部

ア 突発的な攻撃を受けた場合

突発的な攻撃を受けた地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武力攻撃に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武力攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。集客施設やターミナル等に滞在する通勤客や買い物客等は、帰宅を促す。場合によっては、一時的な避難場所を設置する。

その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせる。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

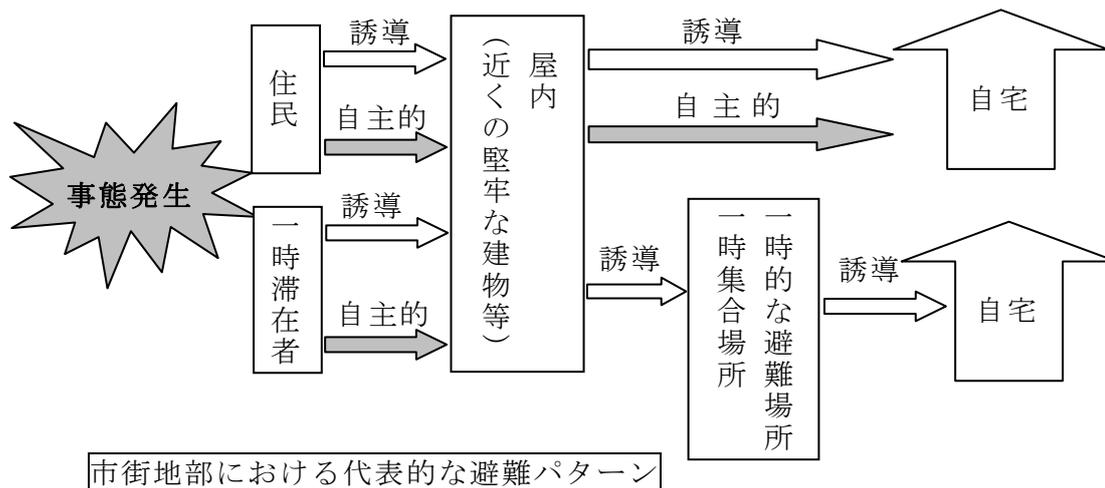
イ 化学剤を用いた攻撃の場合

化学剤を用いた攻撃がなされた場合、事案が発生した地区の住民に対しては、直ちに現場から離れるように、また、周辺や風下先となる地域の住民に対しては、屋内へ避難を行うように避難の方法を伝達する。

要避難地域内の住民に対して避難の方法を伝達する場合、防護衣を着用せずに移動して避難の呼びかけを行うことは危険を伴うことから、防災行政無線等により避難方法の伝達を行うとともに、NBC防護機器を有する消防機関は、住民に対して避難方法の呼びかけを行う。

また、防護機器を有する県警察、海上保安部、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

《地域特性に応じた避難》



(2) 西部地域（石油コンビナートに対する攻撃の場合）

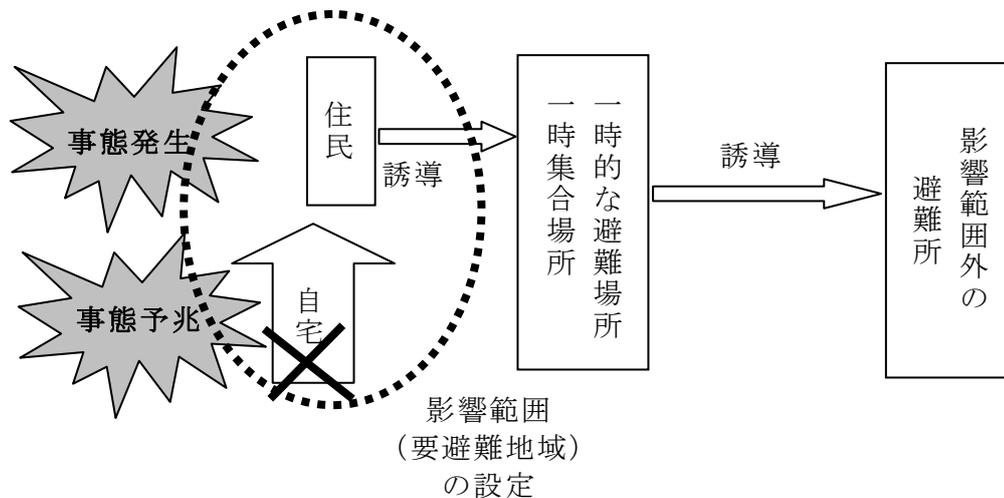
爆発した施設に近接した地域については、直ちに住民は現場を離れるとともに、周辺や風下先となる住民については、屋内への退避を行うよう周知する。

住民の避難については、国対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は、事業者と協議して、予防的にでも影響範囲外に退避を指示し、又は屋内への退避を指示する。

特別防災区域に所在する特定事業所においては、防災管理者及び副防災管理者が選任されるとともに、自衛防災組織が組織されていることから、これらの者と連絡を取りながら、対応を決める。

なお、石油コンビナート等については、施設の管理者が安全確保のための措置を講ずるとともに、事態に照らして特に必要な場合には、県公安委員会又は海上保安部長等が施設の周辺について、立入制限区域を指定することになっている。また、消防機関により、消防法による消防警戒区域・火災警戒区域を指定することとなっている。

また、石油コンビナート災害への対処については、武力攻撃事態等においても、石油コンビナート等災害防止法が適用されることとされている（法第 104 条）。



西部地域における代表的な避難パターン

(3) 島しょ部

島に対する武装工作員の侵攻の可能性がある場合は、国対策本部長の警報を受け、全島民に対して島外避難を行う。

島外への避難住民の運送は、港湾や漁港から、フェリー等をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも海上保安部の船艇及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請する。なお、西瀬戸自動車道の来島海峡大橋等は攻撃の対象となる可能性があることから、利用にあたっては、管理者等により施設の安全が確保されていることを確認する。また、国や県、県警察、海上保安部、自衛隊等により、武力攻撃災害等からの安全が確保されていることを確認する。

出航便の一時間前に港湾等に到着できるように、バスにより、島内を循環して、住民を移動させる。市は、住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情（要配慮者の移動）がある場合以外は認めない。

避難先は、当面の間は、本庁地区の避難場所とする。

避難の呼びかけは、全住民に対して、防災行政無線や自治会連絡網により行う。その際、広報車やヘリコプター等を活用して周知する。なお、島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

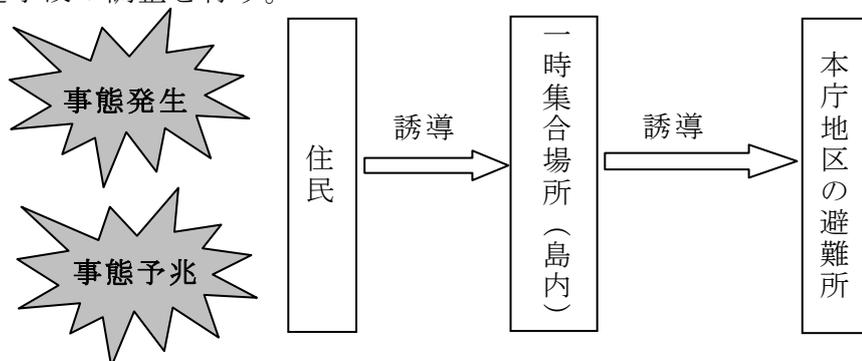
職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを作成する。その際、各地区の避難希望日時 of 要望を聴取する。

避難用バスやフェリー等の時間等については、防災行政無線や自治会連絡網により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

要配慮者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるように、早期の避難を促す。また、避難救援班を設けて、避難の支援を行う。

避難元の港湾等においては、避難連絡所を設置して、職員が作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着かせて乗船させる。

避難先の港湾等においては、連絡所を設置し、県の支援により、避難所までの運送手段の調整を行う。



島しょ部における代表的な避難パターン

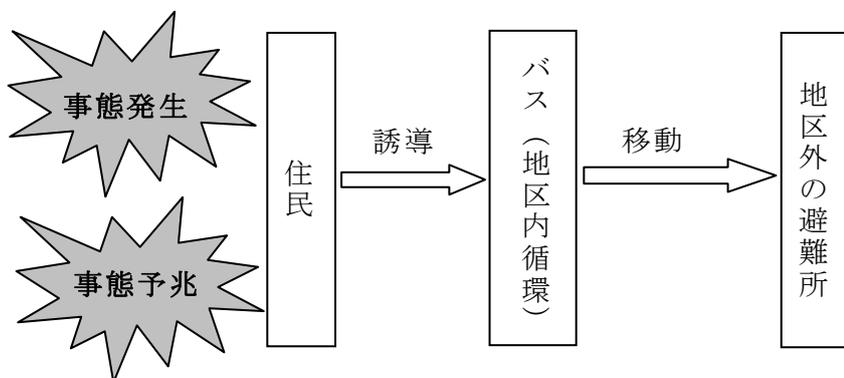
《地域特性に応じた避難》

(4) 山間部

市街地や西部地域が攻撃された場合、山間部が避難先又は避難経路となる可能性がある。こうした場合、市は国や県、県警察、自衛隊等と連携して、避難場所の確保や避難ルート（道路）の確保を行う。

なお、山間部に立地するダムでは、攻撃の対象となる可能性があり、国対策本部長からの避難指示の発令があった場合は、ダム管理者（県）との連携のもとで、要避難地域内の住民に対して、サイレン、防災行政無線や広報車により避難を呼びかける。

避難は、バスにより、当該地域を循環して、住民を移動させる。市は、住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情（要配慮者の移動）がある場合以外は、認めない。



山間部における代表的な避難パターン